

◎議 事 日 程（第3号）

平成29年6月5日（月曜日）午前10時00分 開議

日程第1 一般質問（続）

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出 席 議 員（20名）

1番	大島一郎君	2番	吉川三津子君
3番	近藤武君	4番	神田康史君
5番	竹村仁司君	6番	高松幸雄君
7番	山岡幹雄君	8番	大野則男君
9番	加藤敏彦君	10番	真野和久君
11番	河合克平君	12番	島田浩君
13番	杉村義仁君	14番	鬼頭勝治君
15番	鷺野聰明君	16番	八木一君
17番	石崎たか子君	18番	堀田清君
19番	大島功君	20番	大宮吉満君

◎欠 席 議 員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	日永貴章君	副市長	鈴木睦君
教 育 長	加藤良邦君	会計管理者兼 会計室長	水谷永君
総務部長	伊藤長利君	企画政策部長	山内幸夫君
産業建設部長	恒川美広君	教育部長	大鹿剛史君
市民協働部長	伊藤裕章君	上下水道部長	鷺野継久君
消 防 長	足立信夫君	健康福祉部長兼 福祉事務所長	水谷辰也君

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	服部徳次	議事課長	加納敏夫
書 記	服部芳樹	書 記	近藤泰史

午前10時00分 開議

○議長（大島一郎君）

おはようございます。

本日は御苦労さまです。

御案内の定刻になりました。定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・一般質問

○議長（大島一郎君）

日程第1・一般質問を続行いたします。

一般質問は、質問順位に従いまして、順次許可することにいたします。

質問順位6番の8番・大野則男議員の質問を許します。

8番・大野則男議員。

○8番（大野則男君）

改めて、私のほうからおはようございます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、1時間一般質問をさせていただきたいと思っております。

それでは、一般質問をさせていただきます前にお話をさせていただくことが少しありますので、聞いていただければと思います。

一般質問については、執行部の方々に事務事業の考え方、方針等をお尋ねする時間と私は思っておりますし、そのほかの議員さん方の考えについては、それぞれの立場での考えと私は思っておりますが、3月議会で一部の方より、あの議員の考えは間違いだと発言がありましたが、一般質問では私はそぐわないと考えます。しかし、議長より自由だというお話がありましたので、それも交えてお話をさせていただくことを事前に話をさせていただきながら、一般質問に入りたいと思っております。

それでは、大項目1つ目です。

合併後、12年がたちました。さまざまな事業をされてこられました。その事業について効果検証をさせていただき、市民の皆さんの貴重な税金での効果等の基本は、安価で最大の効果がなされなければならないのが原則であります。そこで、このたび質問では3つの事業に絞り、検証したいと思っております。

まず1つ目、勝幡駅整備効果。事業費として約25億弱投資をされてこられました。その効果と将来構想をお尋ねしたいと思います。

2つ目、斎場建設です。この建設には多くの方々の思いが入っていることを含め、話をさせていただきますが、これも我々議員の中でも反対をされて方々がおられるが、多くの市民の皆様の方にとってよかった事業だと私は思っておりますが、合併時の現状と今の使用状況を検証

させていただきたいと思います。

そして、続いて、今進行している企業誘致であります、多くの方々からこの事業での市の対応のまずさの話を私のほうにいただいております。今現在の費用と問題点を探りたいと思います。

そして、大項目2として、子育て応援として、3月議会でも話をさせていただきましたが、私は大問題だと認識をしておりますが、保育所等基本方針検討委員会での方針で、第4回で委員会が解散による方針策定がなされました。6名の方々には御苦労があったと思いますが、しかしながら問題です。

まず1つ目に、今までの歴史、経緯、展望の分析での方針がなされたか。

2つ目、3月議会でもお約束をしていただけたと私は思っておりましたが、慎重かつ丁寧に進めるべきだというお話をさせていただいたんですが、いかがでしょうか。

そして3つ目、保護者、地域説明が真っ先に一番に意見を尋ねるべきですが、いかがでしょうか。

私は4回の協議会に傍聴に行っていました。そのときに、パブリックコメントでの市民の方々からの意見の協議に驚きました。市民の方々からは容認の意見での協議で、全て方針決定、これで本当によいのかなということも含めてお尋ねをしたいと思います。

そして、子育て応援事業。さまざまな愛西市は子育て応援事業をやっておられます。その中で学力、学校生活、医療での最重要課題とどこを考えておられるのか。また、保護者の方々の位置での市として考えたことはあるか、お尋ねをしたいと思います。そして、現在の小学校6年生までは医療費を無償化をしております。その分析も含めて、お尋ねをいたしたいと思います。

大項目3として、財政の考え方。これも3月議会ですさまざまな議論がなされました。合併算定がえの増額分で、5年間で段階的に縮減をされる話も耳にたこができるぐらいお話が出ております。しかしながら、これも合併するとき想定内。公共施設、老朽化対策に要する費用、これも新聞に大きく取り上げられました。これも想定内。今さら、施設が老朽化してくるんで費用が莫大に膨らむんだという話を今されること自体に不信感を覚えてなりません。人口減少、少子高齢化、これも想定内。そうではありませんか。いかがでしょうか。国の動向も含め、精査をさせていただきたいと思います。

壇上での質問を終わりとし、再質問、再精査をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

#### ○産業建設部長（恒川美広君）

私のほうからは、まず勝幡駅の整備効果ということで、その関係でございますけれども、勝幡駅周辺整備事業は都市再生整備計画に基づくもので、目標とする指標の設定や事後評価が義務づけられております。事業の完了に当たり、目標とした指標の一部については、一定の効果を発現することができました。鉄道の乗降客数の増加などは十分ではありませんでした。

勝幡駅の乗降客の推移を見ますと、1日当たりの乗降客数は、事業着手前の平成20年度

は4,552人、事業完了後の平成25年度は4,272人と減少しました。乗降客が一番少ない平成24年度の4,195人を境に徐々にふえ、平成27年度は4,518人となりました。

また、駅前広場に信長像や勝幡城址の模型を設置していることから、イベントの開催のほか、年間数件ほどのテレビ局や雑誌の取材を受けております。市のPRに寄与しているものと認識をしております。

さらに、踏切拡幅による歩行者等の安全対策や、駅舎の新設・改築に伴うバリアフリー化など、勝幡駅前へ稲沢市のコミュニティーバスが乗り入れされており、交通の便利さが向上していると捉えております。

また、将来構想におきましては、都市再生整備計画にも掲げておりますように、駅周辺の交通利便性や安心・安全の向上、駅前を中心としたにぎわい空間づくり及び安心・安全に暮らすことができる居住の環境の向上、歴史的資源を活用した触れ合いと地域交流の促進などがございます。

次に、2点目の企業誘致の事業効果の関係でお答えをさせていただきます。

まず、歳入につきましては、固定資産税、法人税及び個人住民税が見込まれておりますが、現段階では立地企業も決まっておらず、不明であります。

歳出につきましては、平成26年度決算で5,352万480円でございます。平成27年度決算で1,136万2,680円でございます。平成28年度におきましては、決算見込みですが9,475万円となります。平成29年度予算も含め、合計で約3億2,000万になります。

事業効果としましては、自主財源の確保、雇用機会の確保、地域の活性化等を想定しております。以上でございます。

#### ○市民協働部長（伊藤裕章君）

それでは、私のほうから斎場建設の事業効果ということで、総合斎苑ができる前の使用状況と費用面についてお答えさせていただきます。

佐屋地区では、愛西市斎場を利用することとしておりました。施設の老朽化及び機能面からも他の地区まで対応する能力はなく、合併以前と同様に、佐織地区におきましては津島市斎場、立田、八開地区は稲沢市祖父江斎場等を利用する状況でございました。

費用面でございます。佐織地区は合併以前同様としまして、津島市へ市営斎場利用負担金として経費の一部を負担しておりました。立田、八開地区の市外斎場利用者に対しては、限度額4万7,000円として、愛西市斎場の火葬料金3,000円を超える部分について市外斎場利用補助金として補助を行っておりました。

愛西市総合斎苑の運用に伴い、これらの費用の負担がなくなったというふうに思っております。立田、八開地区のように市外斎場を利用する場合は、遠方であったり火葬時間に制限があったりしておりました。最近では自宅での葬儀が少なくなり、公共施設及び民間の施設を利用する傾向にあることから、斎場とともに利用できる式場を併設することで、市民への利便性の向上が図れたというふうに考えております。以上でございます。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

それでは、私から保育園の関係についてお答えをさせていただきます。

今回の基本方針につきましては、人口減少、少子・高齢化が進行している点、そして核家族世帯、ひとり親家庭が増加している。あるいは、合計特殊出生率が国・県と比較をし低い。また、保護者の就労状況やニーズが多様化をしている。そして、公立保育園の老朽化が著しい。また、私立保育園で他の市町村からの受け入れが平成27年10月1日現在で14%あるといったような本市の実情をもとに策定を進めることといたしました。そして、展望といたしましては、人口減少期において一定規模の集団を維持し、安定的な施設運営を図ることにより、将来にわたり市内全域で良質なサービスの提供体制を確保するという、そして特に配慮を要する子供への支援、虐待の未然防止、早期発見、早期対応、そして延長保育、障害児童教育等の多様化するニーズに適切に対応できる取り組みを支援する。さらには、限られた人的、物的資源を有効に活用するとともに、柔軟性、機動性のある施設運営を図るため民間の活力を導入するという3点につきまして、展望といたしておるところでございます。

そして、次に今後の進め方というところでございます。

基本的に、今回の基本方針の策定に当たりましては、定められた手順に沿って策定をしたものでございます。今後も市といたしましては、慎重かつ丁寧に進めることを心がけてまいりたいと考えております。

それから、意見聴取の関係でございます。

基本的に保護者、地域への説明を市の方針が固まっていない状況で実施をいたしますと、市民の皆さん方に不安と混乱を来すのではないかと考えております。保育所の基本方針につきましては、市の他の方針、施策と同一の手順で実施をさせていただいておる状況でございます。

また、子供医療費の関係でお尋ねがございました。数値的なものを御回答させていただきたいと思っております。ちょっと古うございますけれども、平成25年の1人当たりの医療費ということで御報告をさせていただきます。

平成25年度に小学校1年生であった子供さんの1人当たりの医療費が3万1,406円ございました。同じ年、平成25年に小学校6年生であった子供さんの1人当たりの医療費が2万8,113円となっております。以上でございます。

#### ○教育部長（大鹿剛史君）

私のほうからは、子育て応援事業におきまして、保護者の皆様方が何が一番重要と考えておみえになるかという御質問について、教育部門としてお答えをさせていただきます。

私ども教育部門としましては、場面ごとに保護者の皆様方から御意見をいただきながら、よりよい教育環境が提供できますよう学校運営を進めております。学校の中では、定期的なアンケートを実施しているところもございます。また、アンケートを実施しないまでも、常に生徒・児童と学校の間には壁ができないよう、保護者、学校と情報共有をすることに努めております。

御質問の保護者の方々が何が一番重要と考えておられるかというお答えでございますが、何が一番というような意見集約はしておりません。現状として、教育現場におきましては、例え

ば学力の向上、体力の向上、いじめのない学校生活、人格形成、全て教育現場において重要なことであり、どれを特化するということはできないものでございます。全ての事柄をバランスよく強化していくことが大切であると考えております。以上でございます。

**○総務部長（伊藤長利君）**

それでは、私からは市の財政の考え方について答弁させていただきます。

財政に対する考え方は、さまざまなお考えがとおりかと存じますが、市当局といたしましては、まずは長期的に持続可能な財政運営をしていくために今何をすべきか、これを見きわめることが必要であると認識をしております。

議員も御承知のことと存じますが、財源の一部であります普通交付税は、合併算定がえの増額分が5年間で段階的に縮減される2年目となっている状況でございます。今後も財源が減少していく中、歳出につきましても行財政改革を進めてはおりますが、扶助費の増加や繰出金の増加に加え、公共施設の老朽化対策に要する経費も増加が見込まれて、財政状況は大変厳しい局面を迎えると思っております。

そうした中、単年度で見たときに財源に余裕があるからといって、すぐに事業の拡大や拡充、新規事業をするというのは、将来を見通した点でよい選択とは考えておりません。29年度の歳出予算規模のまま今後推移していくと仮定いたしますと、人口減少でも税収が減らないと思込んだ場合、交付税の減少などにより、毎年5億から、平成33年度には14億の財源不足が生じます。

議員がおっしゃられます想定内ではございますが、市といたしましてはこのような将来を見据え、行財政改革の中で事業の検証を進め、真に必要な事業への重点化、効率化に努め、持続可能な市政運営を目指してまいります。以上でございます。

**○8番（大野則男君）**

ありがとうございます。それでは、一つ一つ再精査をさせていただきたいと思っております。

まずは、さまざまな事業をやってこられた中で、勝幡駅前整備事業、これは莫大な、市としては合併してから投資をして、勝幡地区の皆さんに喜んでいただく、そんなことが基本ベースで事業が行われた。この事業がそもそもどういう経緯で、どういう目的で行われたのか、再度お尋ねしたいと思います。

**○産業建設部長（恒川美広君）**

経緯と目的でございますけれども、事業に至る経緯につきましては、計画当初、駅前周辺の交通環境を整備し、改善し、交通の利便性の向上を図るとともに、子供たちが安心・安全に移動できる空間の確保を課題として上げられていました。そのため、都市再整備計画事業による事業を実施していく必要があることから、地域の歴史・文化、自然環境などの特性を生かした個性あふれるまちづくりを実施し、都市の再生を効率的に推進することにより地域住民の生活の質の向上と地域経済、社会の活性化を図ることを目的としております。以上でございます。

**○8番（大野則男君）**

ありがとうございます。

僕も7年前に議員にならせていただきました。そのときも幾度となく、前の八木市長には話をさせていただきながら事業検証してまいりました。

その中で今、るるお話がありました。合併時において、新市建設計画、そこに基本的に網羅された中で基本的に事業が推進をされてきておる。そんなことも質問のときにる話があったと思いますが、そうしたら、新市建設計画にここだけ明記がされておったのか、そうではない。永和駅も佐屋駅も全てにぎわいゾーン、ゾーニングをした中で基本的に計画段階で入っていったと思うんですが、やはり優先順位の中で基本的な勝幡、これは旧佐織町時代からさまざまな計画がもうなされておられて、事業が今あるというところが見え隠れするとは思っております。ただ、事業が完了して、基本的にはやっぱりこれもより効果を見出していく、そんな作業を我々は責任を負っておる、そんなことは言えるかと思えます。

そこで、観光目的で織田信長のメモリアル、約4,000万ぐらいかかっているかと思いますが、観光の効果、人数把握、そういうところも基本的に、この事業に対しては、私は27年12月に、事業費として基本的に調査委託料、ここに測量物件調査、基本設計、詳細設計、実施設計、事業効果分析調査、これが400万弱かかっているかと思いますが、この費用でいろんな事務効果を検証されたかと思えます。それと、その後、フォローアップに100万円、91万8,000円、この費用も27年12月に御答弁をしておられます。申しわけないけど、これは今の部長ではありませんので、前の部長が答弁をされておるんで、ここにどういう形かを一回教えていただきたいのと、先ほど話がありました、これも12年12月議会、24年度利用者4,158人、25年度1日当たりの乗降客4,272人、徐々に駅利用者の増加につながっているものと考えておるということも27年12月に言っておるんですね。先ほどの部長の話だと、乗降客は完了後減っておるというお話でしたよね。この数字自体も、基本的には先ほどお話があった25年度は4,272人。これは同じ数字ではありますが、24年度は4,195人、27年度12月には4,158人と言っておるんです。数字のこういう差異というのは、事業効果分析も含めてフォローアップ、500万も銭使って、何でこう数字が僕は変わっていくのか不思議で仕方がないんですけどね。そこはきちんと事業効果を検証しつつ、次につながる、市として基本的には事業効果を求めていく作業に着手していかないと、何のために勝幡駅前整備事業をやってきたのか、僕はこれずうっとお話ししています。逆線引きあったら毎回逆線引きやるぐらいの、そんな部分も話をさせていただいたんですが、それは不可能です。そうしたら次の手、そうしたら次の手、そんなことをこの地域の皆さんに市として提案する用意はできないものなのか、お尋ねしたいと思います。

#### ○産業建設部長（恒川美広君）

まず、分析調査ですけれども、こういう事業をやりますと、その完成した年度に事後評価をしなければならないということで、その調査をさせていただいたものでございます。そしてまた、次のフォローアップとの関係については、達成ができないとあれば、翌年にフォローアップ調査をしなければならないということで、この調査費を執行したということでございます。

それと、乗降客数が減ったという関係につきましては、事業をやっておる段階で、市民の皆様がやっぱり事業をやっておればそこら辺が使用できにくいということで、他の駅へ回ったと

いうふうに分析をしております。完了後に少しずつ乗降客数が戻ってきたというふうに認識をしております。

それと、次の事業効果を生かすことを考えるという、議員言われるとおりでございます。ただ、今後事業効果を検証することについては、乗降客数の動向を注意していこうというふうには思っておりますけれども、総合的な事業効果を出すための新たな事業効果は考えておりません。以上でございます。

#### ○8番（大野則男君）

部長レベルで、部署で総合的な計画をつくるべきだといっても、これはなかなか難しいのはわかって言っていますけれども、基本的には地権者の皆さん、その地域に住んでおられる方々、これは企業誘致でもしかりです。市長も副市長も常に言っておられます。他人の土地を市がとやかく言うことはできんと。なので、基本的には皆さんがその志をきっちり統一見解で市に訴えていただかない限りは、そこに反対者があったり、いろんな形で事業は進められないということは常に言っておられますので、基本的には。しかしながら、事務方として、あのままだ数字を、上限を見ていくだけの検証作業で本当にいいのかなあというところでもありますので、ぜひとも事務方レベルで結構なんで、この事業をより効果を上げるには、こんなまちづくりをしたら効果が上がると思うというぐらいの、これは夢にすぎない話かも知れませんが、例えば逆線引きのところができなければ、踏切の南側を含めて、線引きですか、あそこら辺は。そこら辺も含めて投資計画、まちづくりを真剣に考えていただくと、あそこら辺のまちが随分さま変わり、せつかく企業誘致も南河田で今進めておるわけですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続いて、今お話しした企業誘致、これもさまざまな問題が生じております。しかしながら、予算も追加予算、いろんな形で問題が生じた中で、我々の会派も1件で賛成してまいりました。これは何が何でも成功していただかないといけないということは、基本でございます。今ここでとまるわけにいきません。しかしながら、ここら辺に住んでおられる方々含めて、この辺の地域の方々がさまざまな問題を市側にも話をしておるそうです。そこで、市の対応のまずさも県の対応のまずさも、統一見解がなかなかできない、そんな状況の中で、一つの答えを出してもらって今やっではおると思うんですが、企業誘致ですが、問題が起きたときに、その問題がさまざまなんだけど、常に窓口となるところはどこが責任を持って窓口で対処されていくのか。あくまでも企業庁の許認可事業、企業庁が造成して、企業と企業庁が契約をしていくというふうに私は解釈しております。しかしながら、諸問題、例えば水路にしても貯水池にしても、それからさまざまな問題が生じてくると思ひます。そういう問題については、企業が来た、その後交通量も含めて、そこら辺の問題の対処はどういう形になりますか、お尋ねしたいと思ひます。

#### ○産業建設部長（恒川美広君）

今、企業が決まって、その後いろいろ問題が起きた場合どうするのかという御質問でございますけれども、これにつきましては、役所の中でも各分担がありますので、道路については土

木課、調整池等については、まだはっきりとは決めてはないですが企業誘致課、ほかの部署になるかわかりませんが、できるだけ企業に御迷惑をかけないような体制をとっていききたいというふうに思っております。

**○8番（大野則男君）**

ありがとうございます。

部長、何かおかしいですよ、それ。企業に迷惑かけないって、市民に迷惑かけないように考えてちょう。企業は志を持ってあそこを納得して買いに来るわけですから。市民の皆さんは選べない、企業は選んで来る。そこに企業に迷惑をかけないようになんて話は、僕にはちょっと納得できない。これ、そんなに時間は、次をやらないかんです。基本的に企業誘致も勝幡駅も総合的に効果を求めていく、そんなこと民間企業なら当たり前のことですから、よろしく願いをしたいと思います。

もう一点だけ、斎場。これも今の現状、るる部長からも今までの現状、お話を頂戴しました。今現在では、愛西市の住民の皆さんにとったら当たり前のようにあの斎場がある。当たり前のように利用していただいております。この当たり前のようにというのが、物すごく違和感を感じる。ここにやっぱりさまざまな投資がなされ、さまざまな問題解決に向けて行われてきた、そんなことが存在すると思っております。現状の問題、一点だけ。斎場の今後の推移は、間違いなく高齢化社会に突入していきますんで、利用していただける頻度は今以上に多くなっていきます。このセレモニーホールもしかりでございます。本当にこのセレモニーホール、ただ一点、僕は常にお邪魔すると、駐車場の広さ、これは僕が知る限りだと、7年間で、こういう役職をいただいたんで葬儀にもお邪魔すること多いんだけど、2回ぐらいしかいっぱいになった記憶がないんですけれども、そこら辺はあくまでも2回でも3回でもいっぱいになったという現状がありますので、基本的にはさまざまな考え方がありますので。ただ、セレモニーホール含めて斎場が本当に市民の皆さんにとってよかった事業じゃないのかなあと感じますが、今の現状の最大の課題をどう考えておられるのか、一点だけちょっと教えていただきたい。

**○市民協働部長（伊藤裕章君）**

今の現状の課題ということでございます。

現状でございますが、車寄せの舗装部分と建物との間に段差と亀裂が生じてきている、そういったことが問題となってきたというふうに思っております。以上です。

**○8番（大野則男君）**

ありがとうございます。

それだけ把握しておっていただければ、ぜひとも早いタイミングで改修、修理、修繕というか、そういうところに踏み出していただける、確かに建物はくいが打ってかたいけど、道路はくいがいいもんですから、地盤沈下していくんで、今やるとまた地盤沈下してくるで、また舗装が段差ができるんで今はできませんと、そんなこと言っておつたらずうっとできんですから。だから、どのタイミングで何をしていくのか、真剣にあそこの段差を専門家を含めて一回検討していただきたいな、それはお話をさせていただいておきます。

続いて問題の保育事業。ここですが、3月定例会で慎重に丁寧に取り扱ってくださいよというお約束をして、僕が終わったら、もう一方のときには肅々と予定どおりいきますと、それですきょうですかという話で、ええって。第4回に行ったら、4回で解散して、もうこの検討で。まあどういうふうなの、これって。

ここで問題。とにかく今、話をしました。丁寧に慎重に取り扱うのか。そこと、答申は答申として、この6名の方には本当に御苦勞をかけた、それは十二分にわかっております。しかしながら、その答申の中で、今御答弁ありました、市が方針も決めてないのに、住民の方々も保護者の方々にも意見は聞けないと。違いますでしょう、僕は違うと思うんですけどね。そうじゃなくて、基本的にはこうなった場合には、皆さんどう思われますかという問いをする話であって、こんなふうにするけどなんて言ったら、それは不安を招きますよ。こんな状況になったら皆さんはどう思われますかという調査ぐらいしてくださいよ。それで、3月定例会で調査しましたと。何年の資料だったですか、あれ。25年の。そうじゃない。今現在通わせておる保護者の皆さん、それと地域の皆さんの基本的には意見を集約して、検討委員会にその集約結果を報告して、そこでもう一回判断をしていただく、そんな作業がしていただきたいなというふうに思います。

る話がありましたんで、市として今回の答申は答申として、慎重に丁寧にどう進めるのか。市長はよく言われます、進める勇気、とどまる決断。きちっと保護者の皆様、地域の皆さんの声を真摯に受けとめるのか。確かに多分すぐ出てくるのがもう想定しておりますんで、基本的に言われるのは、あくまでも賛成の方、反対の方、たくさんおられますんで、反対の方の意見は真摯に受けますと言いながら、そのまま進めていくの。だから、一回そこでとまって、もう一回声を聞いて動きをかけていく作業をぜひともしていただきたい。

ここでちょっと画面を出していただけますか。名前も全部、次のLINEでの話。私のところに、基本的に後輩たち含めてLINEでこの保育問題を流したところ、約100通ぐらいの賛成も反対も届いております。そんなところを一部紹介をさせていただきたいと思います。

うちも引っ越してきたので、北保育園ではありませんが、私もこれからどんどん女性が社会に働いていこうと世の中が変わっている中で保育園の廃止はどうかと思います。参考にならないかもしれませんが。済みませんと。

次、よろしいですか。

困ると思う。最近愛西市がよくわからん。中学校の柔道、剣道部廃部とか、あんな立派な武道館を使わないとか。働く親として保育園減るのはきついと思うよ。今の御時世、働かないと生活できない家庭いっぱいあるだろうし。うちも一員ですが、なぜなくすのか理由を知りたいと意見がありました。

こんなところですね。次いいですか。

これが本当に生身の話かなあと感じていましたけれども、送り迎え的には、申しわけないけど中央より北のほうが安全だと思うよ。中央は駐車場が狭いし、少ないし、危ないイメージ。市長が誰かの意見に反対意見言えないんじゃないのと。

こんな部分で、これを全部やっておると時間がありませんので、これ本当に生の声。基本的にこの声をどう捉えていくのか、まださまざまな意見があります。

子供たちが基本的に少なくなっている。募集人員が150人、130人、100人しかいない。そんなところで、基本的には人口減少なんで今回進めておるといってお話なんです、検証委員会もどう立ち上がったか、なぜ立ち上がったか、これ登壇での質問でいただきましたんで、とにかく2つお願いをしたい。慎重に丁寧に、その地区の保護者の皆さん、その地区の皆さんの声を、いいことも悪いことももう一回聞いて、この答申を別に無駄にしろという話じゃありません。答申は答申として受けた中で、基本的には、再度市としてきっちり調査をしていただいて、この答申は正しかったのか、間違っていたのか、そこを検証していただく。その検証作業をお約束をしていただけるのか、あくまでも答申を受けてスケジュールにのっとってやっていくと言われるのか。ここの答弁だけお願いしたい。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

LINE等での御意見の御紹介もいただきました。時間が短過ぎるのではないのかというような御指摘もございました。

今回の基本方針、議員も御承知のとおり、前段といたしまして愛西市子ども子育て支援事業計画に関連をするものでございまして、その段階でのデータ収集や現状把握等、事前にかんりの検討資料等の収集ができております。そういった関係で時間的には幾分短く感じられたというところはあるかと思えます。

また、当然この策定に当たりましては、パブリックコメントの御意見等もトータルで22件という御意見をいただきました。その中には当然賛成もあり、反対もありというような、さまざまな御意見をいただいたところでございます。そういった件数が、他の計画とも比較いたしましてかなり多かったというところを見ましても、市民の皆様方の関心が高いというところは十分にこちらとしても承知はしておりますけれども、そういった御意見等があったということも当然念頭に置きまして、今後保護者の方々への説明会、あるいは地元の説明会を開催いたしまして、今回の基本方針を、今議員おっしゃられましたけれども、親切に丁寧に御説明をしてまいりたいという考えでございます。以上です。

#### ○8番（大野則男君）

もうあと10分そこそこなんで、財政もやらないかんし、いろいろあるので。

基本的に、これは本当に約束をしておいていただいて、また後に、これは毎回やろうかなと思って、しつこく毎回やろうかなと思っておりますので。これは本当にパブコメ22件、愛西市全体で私は北保育園の廃園というところでボールを投げたら100通ですよ。だから、それをどう受けとめるかという話なんで、基本的にはまたお話を委員会でも、またこの一般質問でも話をしていくことになりますんで、よろしくお話をしたいと思えます。

そこで今、国のほうも日々動きをかけております。新聞報道で幼児教育、これに対して無償化で骨太方針を国が策定しようとしております。何年に実現をできるかというところは明記はしてありませんが、財源も含めてこうあるべきだということも、本当に新聞って情報をいただ

ける状況だなど思っております。

そんなところで、この方針で基本的に国が進んでいますので、ここに教員の苛酷な勤務実態の見直しにも言及、長時間労働の是非に向け、業務の効率化や職場改善を含め、年末までに緊急対策を取りまとめる方針と。この6月定例会でも、教員の皆さんの苛酷な勤務実態、こんな話も出ておりました。

ここでもう一点、キッズウイーク、小・中学校の夏休みの一部を春や秋に分散できるようにするなど、そしてもう一つが子供保険。さまざまなことを国は変化をして考えて、人材育成、そんなところも市としてこういうことをきちっと把握をして考えておられるか、一点お尋ねをしたいと思います。

#### ○教育部長（大鹿剛史君）

まず、教育部の所管に関しましては、教員の苛酷な勤務実態の見直し、これにつきましては県が示しました教員の多忙化解消プランに従いまして各小・中学校で取り組んでまいりたいと考えております。

また、キッズウイークの御説明がございました。これにつきましては、国の動向を見ながら対応をしていきたいと考えております。以上です。

#### ○8番（大野則男君）

ありがとうございます。国の教育、本当に目まぐるしく変化をしております。

もう一点、これも新聞報道の中で、次期の指導要領が変わろうとしております。そんなところも市として把握をされておられるのか。英語教育含めて、基本的に変わろうとしておられるところも含めて把握をされておられるのか、お尋ねしたいと思います。

#### ○教育部長（大鹿剛史君）

次の指導要綱に関しまして、大きく変わるところ、英語教育の関係、そして道徳教育の関係、そういった部分が新たに盛り込まれます。学校側といたしましても、新たに設けられた時間を何を削ってこまを当てはめていくか、その対応を今後も検討していく予定でございます。以上です。

#### ○8番（大野則男君）

ありがとうございます。

本当に教育も学校生活も、そこで体づくりも、そんなところで医療費の負担。ここで市長にお尋ねをしたいと思いますが、市長1期4年間、行政改革に力を入れてこられました。これも一言で簡単に言えますが、あれもこれもしますと言わず、市民の方々に応分の負担をお願いを言い続けてこられ、中の改革も含め、副市長も含めてタッグを組まれて取り組んでこられた1期目だと思っております。

そして、必ずや1期目の努力が実を結ぶときが我々は来ると確信をしております。私も含め、私の会派の皆さんも同じ見解でございます。ここで、その成果を市民の方々にどういう形であらわしていくのかの考えを、市長のお話をお聞かせ願えればと思います。

#### ○市長（日永貴章君）

それでは、私から御答弁させていただきます。

先ほどの一般質問全体にわたっても若干補足をさせていただきますけれども、駅前整備の件につきましても、大野議員常々お話をさせていただいておりますが、大野議員言われることもございますけれども、我々としては今まで行ってきた事業を次の事業にいかにかかすかということでございますので、やはりうまく効果が出なかった部分については、次の事業ではそういうふうにならないようにやっていくということでございます。

企業誘致につきましても、当然誘致していただける企業も大事ですけれども、一番大事なのは、議員おっしゃられるとおり地元の方々、周辺の方々の生活でございますので、そこを我々としてはしっかりと肝に銘じてやっていきたいというふうに思います。

あと、保育園の件でございますけれども、やはり通われるお子さん方が安全・安心で保育園で生活をしていただいて、次の義務教育でスムーズに小・中学校に通っていただくということを基本に考えていかなければならないというふうに思っております。当然地域の方々の思いと、また今通ってみえる保護者の方々の思いも十分に我々としては理解をしておりますけど、やはり次通われる方々が、どういった保育園に通っていただくことが一番いい保育園としての形なのかということ、我々は、親とか地域の方でありますけれども、専門的な考え方、視点を持って考えていくことも非常に重要だというふうに思っていて、現在、今までやらなければならなかったことかもしれませんが、なかなかそういった検討もできなかったのではないかなあと、いうふうに我々は思っていますので、なぜ今やるんだと言われれば、今までそういったことをなかなか手をつけられなかったことに対して、我々としてはしっかりと現状を見据えて、将来を見据えてやらなければならない時期に来ているということで今、検討させていただいているということでございます。また、いろいろな地元や地域説明会、ここに通ってみえる保護者の方々に説明会も行っていくということでございますので、またいろいろな提案とか、ただ単にだめだという話ではなくて、こうしたらいいのではないかとか、こういうところを丁寧にやったほうがいいのではないかと、といった御意見がいただきたいなというふうに思います。

最後の件でございますが、先ほど総務部長もお答えをさせていただきましたけれども、行政といたしましては、御指摘どおり合併特例が全て終了していますので、終了した後も愛西市が市民の皆様方を初め、市に関係する全ての方々とともに愛西市のまちづくりが行えるよう、持続可能な愛西市としてさまざまな事業、サービスの確認作業を進めております。

今年度、来年度の短期的な視点も当然必要ではございますけれども、長期的な視点に立った行政運営を行うことが我々の責務であるというふうに思っております。今まで行ってきたことや今後の計画の中で、多くの方々に必要とされ、効果が少しでもあらわれて、持続可能性を考慮しながら、前例踏襲にとらわれずにさまざまな協議・検討を行っていきたいというふうに思っております。子供さんだけではなく高齢者の方々、それぞれ全て皆さん必要とされているとは思いますが、そういった中でやはり今後しっかりと行政改革を進めながらも、事業費用は少なくとも効果が大きくあらわれるよう、我々としてはさまざまな考え方を持っていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○8番（大野則男君）

ありがとうございます。ぜひとも市長が御苦勞を4年間されてこられた、その成果が出た、実になった部分をどういう形であらわしていけるのか、我々も含めて、また9月定例会に議員發議、御提案、いろんな形でさせていただきたいと思います。

市長選のときにも、中学生の医療費無料化を含めて、うちの会派長からも助成に踏み込む勇氣を持っていただけないかというお話もしていただいたと思いますので、そこら辺も含めて我々は我々としてしっかり研究して、市長にもお話をさせていただきながら、市長部局のほうも真摯に受けとめていただきたいなあということお話しをして、一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（大島一郎君）

8番議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開を11時15分といたします。

午前10時59分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（大島一郎君）

それでは、休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、質問順位7番の10番・真野和久議員の質問を許します。

真野和久議員。

○10番（真野和久君）

それでは、一般質問を行いたいと思います。

きょうは、3点について質問をいたします。

1点目が国民健康保険、来年度からどうなっていくのか、2点目として、施設使用料の問題について少しだけ、それから3点目に、防災同報無線の戸別受信機の設置をということで質問をしていきたいというふうに思います。

まず第1点目、来年度から国民健康保険はどうなるのかということについてであります。

御存じの方もたくさん見えると思いますけれども、来年度から国民健康保険は、特にこれまでの市町村という中心から、都道府県のほうに業務が移っていくということになっています。そうした中で、今年度はそれも伴いながら、愛西市では来年度以降の国民健康保険税についても幾らになっていくのかを検討をされているという状況になっていますので、その点について質問をいたします。

まず、愛西市の国民健康保険の状況はということであります。

今、愛西市の国民健康保険に加入されている世帯数や加入者数、また国からの補助の状況、また一般会計からの繰り入れなど国保税の現状と推移、また世帯当たり、1人当たりの国保税の状況、県内順位などについてお尋ねをしたいというふうに思います。

さらに、来年度からの県への移行の準備状況もお尋ねいたします。なかなか全国的にも進んでいない状況がありますが、愛西市の状況は今どうなっているのでしょうか。

また、市のこれからの国民健康保険税の負担方式をどうしていくのか、また来年度以降幾らになっていくのか、そして軽減措置などをどうしていくのかについてお尋ねをしたいというふうに思います。

もう一つ、今の国民健康保険税の現状を考えた場合、市民にとっても大変負担の重いものになっています。そうした点で、国民健康保険、国保の市民負担の軽減のための一般会計からの繰り入れの増額、またとりわけ子育て世帯の負担軽減のために18歳以下の子供の減額や、第3子以降を無料にするなどを検討してはどうかということをご提案したいと思います。

それから、2つ目の施設使用料の問題についてお尋ねをします。

施設使用料の引き上げの問題に関しては、この間連続して2回ほど質問をさせていただきましたが、当然利用料の問題をどうするかということの前よりも、もっと基本的な考え方について今回はお尋ねをしたいというふうに思います。

愛西市内の公民館や、また市民会館、またさまざまな体育施設というものは、基本的には社会教育施設として位置づけられているものだと思います。そういう意味で、社会教育法に照らしてこうした社会教育施設の市民利用や、行政サービスの提供のあり方を問いたいと思います。

愛西市として、社会教育という視点からどのように考えているのでしょうか。

また、2つ目として、市長は今回の市長選挙の公約として、健康やスポーツの推進ということをご上げられています。公約の中でも、例えば、スポーツを通じて健康維持及び増進を図るため、各種スポーツ団体等の連携を強化しますと訴えをされていましたが、また今回の施政方針演説の中でも、こうした健康維持と増進について、市民と行政が協力して連携をして図っていくということが上げられていますが、そうした中で、やはりこの施設使用料の値上げというのはそれに矛盾するのではないかということについてお尋ねをしたいと思います。

それから3つ目です。防災同報無線の戸別受信機の設置をということでもあります。

防災同報無線、いわゆる防災無線については、現在、愛西市は屋外方式ということで、屋外、外に幾つかの鉄塔を建て、そこからスピーカーで防災情報、災害情報などを流しているというふうな方式をとっています。ただ、これについては同報無線を計画していく中で、私たちはその前提として佐織地区にあったような戸別受信機をぜひともやってほしいということも、これまでも要望はしてまいりました。残念ながら戸別受信機の設置については現状なっていませんけれども、とりあえず屋外無線としては今稼働している状況にあります。そうした中で、いわゆる災害時の情報提供ということについて基本的なことをお尋ねしたいというふうに思います。

緊急時、市民への情報提供を愛西市としてどのように考えているかということについてであります。当然緊急時というのは災害の発生時、それから発生の前後、さらには発災後のさまざまな状況、こうしたことについてどのようにしていくかということになってくるわけですが、とりあえずは発災前後の緊急時の市民への情報提供を具体的にどのように行っていくのか。また、タイムラインなどに即した動きはどのようなふうにご計画をされているのか。

さらには、さまざまな愛西市としてはこれまでもこうした同報無線の質問をしてきた中では、市としてはさまざまな手段をとって情報提供を行っていくというふうにごされてまいりましたが、

ただやはりそうした緊急時には停電の問題や、また特に携帯電話など通信については通信のふくそう、いわゆる混み合っささまざまな情報が届かないというような状況にもなりますので、そうした対策については、このタイムラインなどに即した動きの中でどのように考えているのかについてお尋ねをしたいと思います。

また、先ほども言いましたが、さまざまな複数の情報提供手段ということで提供しているんだということは理解できますが、しかし、市が市民への情報提供手段として一番基本としているもの、基幹としているものは何なのかについてお尋ねをしたいと思います。と同時に、これまでも申し上げてまいりましたが、防災同報無線戸別受信機の設置について要望したいと思います。

この戸別受信機の問題については、防災無線屋外受信機が設置されてからも、特に佐織地区ではその戸別受信機が廃止され、そうした中で、佐織地区だけではなくてその他の地域からも、なぜ佐織地区にあったような戸別受信機の方式をとらなかったのかということを経つも、何人かの方からも質問を受けました。

また、やはり豪雨のときとか、また冬などで閉め切っているときには屋外無線は本当に聞こえない。だからこそ、ぜひとも戸別受信機を設置してほしいという切実な声が届いています。災害時に強いこの防災同報無線、特に戸別受信機の設置を検討してはどうかについてお尋ねをいたします。

以上で最初の質問を終わりますので、あとは再質問を行いたいと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

それではまず、私から国民健康保険の状況ということでお答えをさせていただきます。

平成29年3月31日現在の状況でございます。世帯数は9,049世帯、被保険者数は1万6,154人でございます。前年比で申しますと世帯数で389世帯の減、被保険者数が1,084人の減となっております。

また、国の助成、あるいは一般会計からの繰り入れでございますが、こちらは平成27年度の実績数値で報告をさせていただきます。国庫支出金におきましては14億2,941万円、一般会計からの繰入金金が6億8,149万円でございます。

また、国保税につきましては、平成23年度に税率改正をしてから現在に至っております、1世帯当たりの国保税は17万1,180円で、県下38市の中では13位、また1人当たりでは9万2,642円となっております、県下の市の中では25位という状況でございます。

次に、来年度からの国民健康保険制度の主な改正点でございます。

県が国保の財政運営の責任主体となりまして、市町村へ保険給付費等交付金の支払いを行います。

また、市町村の役割につきましては、資格管理等が県内管理になるという点で主な改正点となっております。

また、県が財政運営主体となりますので、県が市町村ごとの標準保険料率を算定及び公表を

行います。その公表結果をもとに、市町村が県へ納める国保事業費納付金が決定をし、それに伴い各市町村が税率の決定、保険税の徴収を行うこととなります。

現在、市で事務処理を行っております賦課決定及び徴収方法など、事務処理の内容についての変更はございません。

そして、来年度の国保事業費納付金額及び税率の決定時期でございますが、現在のところ県からの算定、公表につきましては、県が8月に29年度の課税額をもとに30年度のための試算を行います。そして10月に国からの仮係数による試算を行い、そして12月に国からの確定計数をもとに本算定を行います。その結果をもとに、市町村ごとの県へ納付する国保事業費納付金が決定するという事で現在県より報告を受けております。

この報告のスケジュールから国保事業費納付額の決定通知後、早急に国保の運営協議会を開催いたしまして保険税率等の協議を行い、改定につきましては来年3月議会とする予定でございます。

それから2点目でございます。繰り入れの関係と軽減の関係でございます。

市民負担の軽減のための一般会計からの繰り入れにつきましては、基準に従ってまいりたいというふうに考えております。

また、子育て世帯の負担軽減のための減額等につきましては、現在のところはそういった考えは持ち合わせておりませんので、よろしく願いをいたします。以上です。

#### ○教育部長（大鹿剛史君）

私のほうからは、社会教育法に照らして、社会教育施設の行政サービスの提供のあり方をどのように考えているかという御質問にお答えをさせていただきます。

公民館、文化会館などの社会教育施設は、地域市民にとって最も身近な学習拠点というだけではなく、交流の場として中心的な役割を果たしております。

また、その施設において市民の皆さんが気軽に集い、学び合い、教え合う総合学習を通じて人々の教養の向上、健康の増進を図り、人と人とのきずなを強くするための地域づくりへつながるような行政サービスを目指していきたいと考えております。

2点目の市長公約と施設利用料の値上げは矛盾するのではないかという御質問につきまして、社会教育施設所管課としてお答えをさせていただきます。

市の社会教育施設等の維持管理や運営に要する経費の不足分は市民の皆さんの税金により負担することとなり、施設サービスを利用する方と利用しない方との間に負担の不公平が生じることとなります。こうしたことから、利用の対価として利用者の方に負担をしていただくことを今回の見直しの要因と考えております。どうか御理解のほうをいただきたいと存じます。以上です。

#### ○市民協働部長（伊藤裕章君）

それでは、私のほうから防災行政無線受信機の設置をとということで、5点ほど御質問いただきましたのでお答えさせていただきます。

まず最初に、発災前後の緊急時の市民への情報提供を具体的にどう行うかの御質問でござい

ます。

風水害、地震時における市民への情報提供につきましては、平成27年度から運用を開始しております同報系防災行政無線放送、愛西市防災メール、愛西市ホームページ、公用車による広報、L字放送を含むケーブルテレビ、FMななみ、携帯会社の緊急速報メールで行ってまいります。

次に2つ目としましては、タイムラインなどに即した動きについてでございます。

こちらにつきましては、風水害については平成23年に作成した避難勧告等の判断、伝達マニュアルに定められた水位により判断し、先ほど申し上げました情報提供の手段としました避難準備、高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示を市民に情報発信してまいります。

地震については、発災直後、一日後、二、三日後、1週間後、1カ月後にライフラインの状況について、支援物資の状況について、避難所の状況について等の緊急情報を市民に発信いたします。

3つ目でございます。停電、通信のふくそうなどに対応した対策についてでございます。

地震等の災害で停電した場合、同報系防災行政無線の親局については直流電源装置で6時間使用可能であります。また、屋外拡声子局については36時間、市役所と消防本部にある遠隔制御装置については24時間、市内の46カ所の避難所へ配備されております戸別受信機については72時間使用することができます。

地震発災後の通信のふくそうへの対策ということでございますが、愛西市防災メールについては、発災直後、メールの利用が殺到するため送受信のおくれなどが生じる可能性があります。そういった対策といたしまして、愛西市にいる利用者限定して発信し、ふくそうしないとされている携帯会社への緊急速報メールから防災行政無線の情報を発信いたします。また、その他のふくそう対策として、同報系防災行政無線による音声放送や、広報車の巡回による情報発信が有効と考えております。

次に4つ目でございますが、市民への情報提供手段として基幹となるものについてという御質問でございます。

市といたしましては、情報伝達の基幹になるものについては同報系防災行政無線と考えております。こちらにつきましては、市内全域に115本の屋外拡声子局から同時に市民に情報提供することができるから基幹というふうに考えておるところでございます。

5つ目でございますが、同報無線戸別受信機の設置についてという御質問でございます。

災害時の情報収集手段として大変有効であると理解はしております。

旧佐織町において、台風等が近づくと戸別受信機の電源を入れることで電池切れによるエラー音が発生し、市民からどうすればいいのかという問い合わせが殺到したということもございました。肝心の防災対応業務に支障を来したということもございます。

また、戸別受信機の設置条件といたしまして、テレビ等電子機器付近に置いてはいけないということもございまして、結果的に日常生活空間に設置されず用途をなされなかったということもございました。デジタル式の戸別受信機を設置する場合でも同様であるというふうに思っ

ております。

現在、設置されている同報無線はデジタル方式であるため、戸別受信機を設置する場合、アナログ式と違いまして新たに屋外アンテナの設置が必要となります。市内約2万2,400世帯へ設置することとなりますと膨大な費用もかかってきますので、戸別受信機を設置する考えは持っておりません。以上でございます。

**○10番（真野和久君）**

ありがとうございました。

それでは、個々に質問を行いたいと思います。

国民健康保険の問題は結構量が多いので、最初に3点目の防災同報無線のほうから再質問を行っていききたいというふうに思います。

最初に、同報無線戸別受信機の設置をということの中で費用がかかるということでありましたが、どんな方式でどのようなぐらいの費用が今のところ考えられているのかということについて、設置した場合ですね、お尋ねをしたいと思います。

**○市民協働部長（伊藤裕章君）**

戸別受信機の設置する費用でございます。市内約2万2,400世帯ございまして各世帯へ設置する場合調査等も必要になりますし、実施設計、設置工事も必要になってきます。そういった概算費用で約31億3,000万ほどが必要になるというふうに思っております。

**○10番（真野和久君）**

結構な額がかかるんですね。だからこそ本当は同時にやっていただくと非常によかったわけですけれども、今さらという話にもなりますので、そうした中でやはり戸別受信機も含めた防災対策ということについてお尋ねをしたいと思いますけれども、今答弁の中に、先ほど費用と同時にデジタル方式での子機方式というものとさまざまな限界がある。特に、例えばデジタル方式の戸別受信機は特に値段が高いとか、それからデジタル方式だと電波が弱いと急に入らなくなってしまうので、そういった意味で屋外アンテナを各家庭に設置しなければならないということも言われるわけですが、しかし私たちが質問をしたその当時からも、そうした中で対策というのはかなり対応がされて検討もされてきました。また、さまざまな子機を使った方式でかなり安価に、さらにはもう少し、例えば屋外アンテナなどもできるだけ必要ないような形というのも出てきています。例えば、それぞれの子局まではデジタルだけれども、その後をアナログ式でやるとか、またコミュニティーFMなどの電波に乗せてやっていくとか、それからその他いろんなさまざまな方式も現在はありまして、そういった中では比較的ですが、安価に導入できるようなシステムも出てきていますので、まずはそういったところについて検討されているのかどうかについてお尋ねをしたいというふうに思います。

**○市民協働部長（伊藤裕章君）**

現在もいろんな方式の戸別受信機というのがございます。デジアナ変換についても検討いたしましたけれども、現在設置されている同報無線子局からデジタル受信機、そちらのほうからアナログ送信へ変換する機械を設置するというのもございます。そういったものにつきまして

調査設計、工事費などを含めた初期投資というものが12億円ほどかかるという試算をしております。また、そのほかに電波使用料というのにも必要になってきて、年間300万円ほどかかるということもお聞きしております。

そういったことも含めまして、現在そのデジアナ変換の手法については戸別受信機を設置する考えは持っておりません。

#### ○10番（真野和久君）

あと次に、国の助成金についてお尋ねをしたいと思いますのですが、いわゆる防災同報無線を愛西市がやったときには、国から助成金をもらって設置をしました。今後、例えばこうした戸別受信機の方式をつけ加えようとする、当然先ほどのようなお金がかかってくるわけですが、そうした点で確認の意味を含めてお尋ねをしますが、当然最初に同報無線言っちゃったので、そういう意味でいうと、さらに子機をつけ加える場合に利用できるような補助金があるのかどうかについてお尋ねをします。

#### ○市民協働部長（伊藤裕章君）

助成金があるかというお話でございます。こちらのほう県にも確認してございますけれども、国の助成金については該当するものはございません。

#### ○10番（真野和久君）

もう少し幾つか検討していただきたいと思いますが、また子機を設置するに当たってそれぞれのお宅に配付をするのが非常に負担がかかるというお話もありました。確かに全戸に配付をするということになるとかなりのお金がかかります。

ただ先ほども、最初の答弁の中で戸別受信機について、台風が接近したときに改めて電源を入れて電池切れの音が出てという問い合わせが結構ありますよという話がありましたが、そういう点についても、それはそういうことになってしまうのは、ある意味一部の御家庭の問題であります。また特にその当時は、私のところにも何件もそういった相談が結構あったということも記憶しておりますけれども、そういった点でいうと、やはり戸別受信機を例えば希望される方に配付するとか、また一部助成をしながら有償で配付をしていくということをやられている市町も愛知県内にも幾つかありますので、そうした方法も含めた検討はどうでしょうか。

#### ○市民協働部長（伊藤裕章君）

戸別受信機の一部有償配付ということでございます。

こちらにつきましても、有償配付といたしましても市の費用負担は相当かかるものと思っておりますし、また有償することによって普及率というのも関係してくると思います。そういったことも考えますと、現時点で戸別受信機を設置する考えは持っておりません。

#### ○10番（真野和久君）

なかなか難しいハードルがたくさんありますよという感じですが、しかしやはり現実の問題として、特にこれまでの経験からも災害時に、特に暴風雨などのときには戸別受信機が聞こえないという声が本当にたくさんあります。

また、愛西市の防災訓練のときも、やはり音声聞こえないという声とか、あるいは反響し

ちやって全然よくわからないというような声も届きます。そういったところについては、私が伺ったところについては、市のほうにもこういった地域ではそういう状況だよという話は私もしていますけれども、やはり音量とか、スピーカーの方向といったものを工夫するだけでは限界があるということは認識をしてほしいというふうに思います。

そういった中で、やはり戸別受信機、ある程度お金はかかりますけれども、そうしたものをしっかりと配置することが、先ほど言われたように、特に避難というような、避難準備や避難勧告といった中での市民の皆さんの行動といったものをしっかりとやっていただくという点では非常に重要になってくると思いますので、ぜひとも今後も何とか戸別受信機でやっていけるかどうか、検討と研究をしていただきたいというふうに思いますが、その点について考え方があればお願いします。

#### ○市民協働部長（伊藤裕章君）

市民への情報提供というのは大変重要だと思っております。幾つかの手法を用いて住民に情報提供を努めたいと思いますので、戸別受信機以外の方法もいろんな方面で考えていきたいと思っております。以上です。

#### ○10番（真野和久君）

ぜひとも非常に有効な手段としてしっかりと一義的に考えていただけないかというふうに再度要請をしたいというふうに思います。

それから、防災無線についても一つ、これまでも質問もしましたし、前回は鷲野議員も質問されておりましたが、防災同報無線の利用拡大ということでもあります。

無線の利用拡大、現状でいくと定時時間の放送、音楽ですね。防災関連、あるいは人命にかかわるような件、こうしたことについては放送されていますけれども、それ以外のことに関しては放送しないという運用基準になっています。

しかし、他市町村でもやはりさまざまな形で利用をされているのが現実です。特に佐織地区でも、合併前はさまざまな利用がされていました。やはり議論として、市のこれまでの答弁としては、ふだんから使っていると肝心なときに聞いてもらえないという話もされていますけれども、そんなことは絶対にありません。特に、緊急時には音量だってふだんとは全然違う音量で流すわけだし、また例えば最初にサイレンなど流したりとか、そういったことだつてするわけで、本当にその点はしっかりと考えていただきたいなというふうに思います。

特に防災無線に関しては、やはり身近でないからこそ、例えばさまざまな御家庭の、あるいはさまざまな働き方の問題とかもあって、苦情が届く場合もあると思いますけれども、やはりそういった市民の皆さんの生活に役立つような形で情報を提供していく手段としてやってもらうことによって、市民の皆さんにも認知をされているということにもなってきますので、ぜひとも放送の利用拡大について検討をしていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

#### ○市民協働部長（伊藤裕章君）

同報無線の利用拡大ということでございます。こちらにつきまして、近隣の市についての情

報は把握をしておるところでございます。

それで、3月議会にも答弁させていただいたとおり、今後の利用についての利用拡大は現在のところ考えておりません。

**○10番（真野和久君）**

相変わらずの答弁ですけれども、しかし本当にこの点については、せっかくある無線を利用していくということは、有効利用していくという点でもやはり非常に重要なことだとは思うので、ぜひとも運用基準の改定について検討は始めていっていただきたいと思いますが、その点について、市長どうですか。

**○市長（日永貴章君）**

同報無線の利用拡大につきましては、当然真野議員も今おっしゃられましたけれども、いろいろな課題があるというふうに思いますけれども、やはり我々としては多額な費用をかけて整備したわけでございますので、担当課それぞれまたよく協議をしてどのような利用ができるのか、また今後協議をしていきたいというふうに思っております。

**○10番（真野和久君）**

ありがとうございます。

ぜひとも検討をしていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

では次に、第2点目の質問を行いました施設使用料の問題について再質問を行いたいというふうに思います。

先ほど市長選のマニフェストについては、担当の部長のほうから答弁がありましたけれども、これはやはり重要というよりもともと市長のマニフェストですので、その点の施設使用料の引き上げの問題と、こうした市民の利用拡大という点について、お考えを改めて市長に伺いたいと思いますので、どうですか。

**○市長（日永貴章君）**

私の今回の選挙のマニフェストと、この施設使用料は結びつかないのではないかということで御質問ではございますけれども、私個人の考え方といたしましては、それは矛盾しないというふうに思っております。

やはり我々市といたしましては、それぞれの施設につきましては維持管理等もかかってまいりますし、そういった部分については、当然我々としては今後も事業改修費等を計上して修繕をしていかなければなりません。

そして、私が申し上げているスポーツ、健康の推進という考えにつきましては、やはり市民の皆様方が意識を持ってそういったことに取り組んでいただきたいという思いでございますので、それについてはイコールではないというふうに考えております。以上でございます。

**○10番（真野和久君）**

その点についても、やはり基本的な市の考え方についても一度お尋ねをしたいというふうに思います。

先ほど最初の質問のときの答弁として、社会教育施設の問題についてどのように考えている

のかということで、非常に基本的な考えとして先ほど説明をされました。身近な学習拠点ということだけではなくて交流の場としても、また市民が気軽に集い、学び合い、教え合うような総合学習を通じて、教養の向上や健康の増進を図っていくんだという答弁でありましたけれども、じゃあ問題は、現状の利用料を引き上げることによって、そうしたことがしっかりと確保していけるのかということが非常に重要な問題になっていきます。その点で、今の当局の皆さんで指導して今回の使用料の値上げ、見直しというのが、先ほどの答弁で言われたような、いわゆる市民が気軽に集い、学びあい、教えあうような、そうした場所として行う上で適切であったというふうに考えるかどうかについて答弁をお願いします。

**○教育部長（大鹿剛史君）**

使用料の見直しにつきましては、適正な受益者負担の原則に基づいた料金設定でありますので、御利用される方の一定の負担については御理解を賜りたいと存じます。以上です。

**○10番（真野和久君）**

適正な受益者負担という話で、当然コスト計算をした中でこういったことで出したんで、適正なコストダウンですよというような話をしたのかもしれませんが、やはり現実の問題として、私たちのところにも今回の引き上げによって、これまで毎月行っていたようなサークル活動ができなくなってしまうというような悩みも寄せられています。そういった点で、本当にそれが適切なのかということは、やはりもう一度しっかりと考えていただきたいというふうに思います。

そうした中で、確認の意味でちょっとお尋ねしますけれども、使用料の計算について、どのような経費が算入されているのかについてお尋ねをいたします。

**○企画政策部長（山内幸夫君）**

コスト計算につきましては、対象といたしまして人件費と、あと光熱水費等の物件費ということで考えております。

**○10番（真野和久君）**

今、人件費と光熱費と物件費ということで、基本的には通常の維持管理費ではないかというふうに言われるかもしれませんが、その点についてやはりもう一度しっかりと考えていただきたいと思います。

いわゆる社会教育施設というものについてですけれども、最初にも申し上げました、例えば公民館とか、市民会館とか、スポーツ施設というものについてですけれども、これは単なる箱物ではないんですね。利用してもらうということだけではないということは、やはり考えていただくことが必要かなというふうに思います。

社会教育って一体何なのかということにもかかわってくる問題でもありますけれども、例えばこうした施設に同じような同系列のものとして図書館や博物館というものがありますが、図書館や博物館については図書館法とか博物館法に規定をされていまして、基本的に無料が基本なんですね。当然一部その法改正によって必要な経費がどうしても要る場合には取ってもいいよというふうにはなっているんですけれども、それでも一応無料、図書館は愛西市は当然無料

になっています。例えば博物館なんかでも基本的な、特別展示は別にして、普通のところは無料だよというところも結構あります。そういうのは何でかという、それは当然教育機関だったんですね。

社会教育というのは、当然学校教育や、それから家庭の教育と同時に、社会においても社会的に特に自治体などが中心となって社会的に市民の皆さん、いわゆる国民がしっかりとさまざまなことが学べるというようなどころの中で定義をされています。

それは、やはり日本の場合には社会教育というものが特に重要視されてきたのが戦後のことです。戦前のいわゆる戦争を推進していくに当たって、さまざまな国民に対する高揚をさせるというようなさまざまなことが行われました。そうしたことの中で、またそうした戦争を遂行していくということに対しての批判とか、そうしたものが抑え込まれるという中で、そうした大きな問題として、今も問題になっていますけれど、教育勅語という問題がありますが、いわゆる親子の情とかしつけの問題じゃなくて、問題なのは、いわゆる天皇制度というのを中心としながら皇民化教育を行って、それによって天皇を中心とした中で教育制度を変えて、それを行っていく中で戦争遂行をしてきた。これは、いわゆる日本の戦前の軍国主義というものに対する大きな批判となったわけですね。そういったことを二度としないようにということで、日本は戦後新しい憲法を中心とした制度をつくったわけです。

そうした中で、社会教育においても、地域において学校では当然、子供たちについては学校教育の中でそうした教育もできているんですけども、やはりそれは学校を卒業したいいわゆる一般の市民の皆さんの、今後いわゆる市民、公民、公の人ですね、民として日本の市民が、国民が、どういう考え方を持って市民として、国民としてやっていくのか、やってほしいのかというところが戦後の日本の教育の中でも非常に重要視されました。そういう中で、公民館施設にしろ、そうした社会教育施設の中でさまざまな催しをやったり、あるいは公民館や何かを中心となって、公民館の職員や何かさまざまそうした講座を提供したりとかいろんな学びをやったりとか、あるいは国民、市民が自主的にそこに集まって地域のことを話し合ったりとか、政治的な問題も含めていろんなことを話し合っていく、そうした中で、いわゆる自立した市民としてしっかりと成長していってもらおうというようなどころが非常に日本の場合には重視されながら、いわゆる社会教育という中で行われてきたわけでありまして。それがだんだんやはり時代とともに変わってきて、何か社会教育イコール生涯学習みたいな感じになっちゃって、そうした中で受益者負担というものも前面に出てくるような状況になっているということは、やはり反省をしなければいけないのではないかというふうに思います。

そういった点で、やはりいわゆる利用者のサービス対価、受益者負担金という考え方は、やはり社会教育施設についてはそぐわないではないか、そもそのそうした社会教育という理念に沿って考えた場合に、それはそぐわないのではないかとというふうに考えるものであります。

先ほどから教育部長が言われているような、いわゆるサービスの対価というふうに言われますけれども、そうした受益者負担金は当たり前ではないんです。そこはやはりしっかりと踏まえてほしいし、そういった点について、そうした社会教育という問題についてと、受益者負担

金の問題についてどのように考えているかについて答弁を求めます。

**○教育部長（大鹿剛史君）**

社会教育法の中の位置づけとして、図書館、それから博物館という項目がございます。

なぜ別途で図書館法、博物館法があるかと申し上げますと、図書館法につきましては、入館料はいかなる対価も徴収してはならないという定めがございます。博物館法につきましては、同じように徴収してはならない。ただ博物館の場合、維持運営のためにやむを得ない事情のある場合は必要な対価を徴収することができるかと定めております。社会教育法自体につきまして、使用料の徴収の有無等の記述は一切ございません。

私どもといたしましては、社会教育施設といたしましても地方自治法に定める公の施設という考えを持っております。地方自治法225条のところでは、使用料を徴収することができるという一文がございます。それに基づいて受益者負担の適正な確保、これについてはお願いを申し上げる次第です。以上です。

**○10番（真野和久君）**

先ほどから長々とお話をしましたけれども、やはり一般的ないわゆる公共施設と違うんだということをもう一度考えていただきたいというふうに思います。

そうしたいわゆる教育施設としての役割からすると、先ほどのコスト計算の中でも、例えば人件費等は本来市が持つべきではないかというふうにも思います。そうした点でも、もう一度計算の仕方も含め、使用料の位置づけを考えていただきたいというふうに思いますけれども、その点についてお尋ねをいたします。

**○企画政策部長（山内幸夫君）**

コスト計算の関係でございますが、先ほどの人件費、物件費の関係です。こちらにつきましては、統一する必要があるというふうに考えております。

**○10番（真野和久君）**

統一する必要があるということで、そういった人件費等も入れてしまうというのは、やはり問題ではないかなというふうに思う中で質問したわけで、基本的には通常の公共施設と同じように計算するという意味ですか。

**○企画政策部長（山内幸夫君）**

はい、そのとおりでございます。

**○10番（真野和久君）**

まずいと思うんですね。やはりそうしたことについて、もう少し社会教育という原点に戻って、しっかりと運営について検討していただきたいなというふうに思います。

それでは最後に、国民健康保険の問題についてお尋ねをしたいというふうに思います。

来年度から保険者機能がどうなるのか。保険者機能というのは、資格の問題とか、給付の問題とか、保健事業の問題とかというのは、先ほどの答弁でもほとんど変わらないなという感じがするんですけども、その点についてはどうですか。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）**

30年度以降の保険者機能につきましては、個々の資格におきまして、その単位が都道府県となりますので、県内の市町村間の移動についてはその資格が継続をされるという形になります。

それから給付につきましては、これは引き続き市町村が主体となってまいります。中でも高額療養費におけます多数該当の場合ですけれども、そういったところが県内の移動については継続をされるという形になります。

それから保健事業につきましても、これも従来どおり各市町村が行うこととなりまして、その他各種届け出等につきましても従来と変更するものではございません。以上です。

#### ○10番（真野和久君）

今の答弁をお聞きすると、いわゆる市町村間の引き継ぎに関してはスムーズにいくよと。だけど、それ以外は愛西市として、仕事としてはほとんど変わらないねというような状況になったんじゃないかなというふうに思います。

そうした中で、県への一元化という中の問題として試算等も一定で出てきました。愛西市の場合、通常よりも大体1割ぐらい引き上げなきゃならないんじゃないかというような試算にもなってきていますけれども、当然これは国の助成金などもまたこれから加えていくというような状況もありますが、そうした中で来年度の保険税についての見通しはどうかについてお尋ねをしたいと思います。

それと同時に、いわゆる賦課方式、どういったものを基準として国民健康保険税をとるのか、徴収するのかということについての見直しですね。いわゆる3方式なのか、4方式なのかということになりますけれども、その点についてどうなるのか、また近隣の動向なども含めて答弁をお願いします。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

まず、その財政の見通しという点でございます。

県が平成27年度決算数値をもとにいたしまして納付金の試算も行ってまいりました。その金額につきましては18億6,766万2,000円という数値を示されました。

ただ、これに対します国からの支援金というものがございますけれども、金額にしまして1,700億円というふうにお聞きをしております。ただ、この支援金が県から示されました市町村からの納付金に直接振り向けられるのかどうかということすらまだ未定であるということでございます。

したがって、それとあわせて市の賦課方式、現行4方式でやらせていただいておりますけれども、こういった納付金の金額、国の財政支援等の部分も含めまして県内の状況を見据えながら、今後示されてくる金額をもとにシミュレーションをしてまいり、最終的には国保の運営協議会のほうに諮っていく予定であります。

なお、現在、近隣の市町村につきまして、賦課方式についてお尋ねをしておりますけれども、まだ現在のところ未定だという形で聞いておる状況でございます。以上です。

#### ○10番（真野和久君）

今の答弁、本当に、先ほどの最初の答弁でもありましたけれども、国保料そのものがぎりぎ

り3月に認定がされるというような状況の中で、非常に厳しいというか、市民にとって大変どうなるんだ、特に大幅値上げをされた場合は大丈夫かというような感じもするわけですが、その点でも非常に計画そのもの、これからの運用、つくっていくそのものが大変だと思いますけれども、その点の認識はどうですか。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）**

議員が御心配いただいておりますのとほぼ同様の認識を私ども担当としても危惧として思っております。

1回目の答弁でも申し上げましたけれども、いわゆるその市町村が納めなければならない納付金の金額そのものが、ことしの12月の段階でしかお示しをできませんというようなスケジュールが県から示されておる中で、我々としてもなるべくその情報収集を広く早目に準備をしながら、いろんなシミュレーションも事前にできるものはしながら進めていかなければ、なかなかタイトなスケジュールだなというふうに考えております。以上です。

**○10番（真野和久君）**

ぜひとも途中経過も含めて市民の皆さんに理解、わかるような形をとっていただきたいというふうに思います。

それでは、そうした中で、やはり大きく負担がふえていく可能性もある中で、例えば国民健康保険の加入者の1人当たりの愛西市の平均所得とか、保険料の負担率というのはどのような状況ですか。一般的に国の試算などでいうと、やはり組合健保などに比べると所得も低いし、保険料の負担率も高いというのが現状だと思いますので、その点についてお尋ねをしたいと思います。

また、現在の国民健康保険の会計の中で、いわゆる基金というか積立金というか、使っていない部分ですね。これはどのぐらいあるのかと、そうしたものが当然来年度以降の保険料にも反映してくると思うんですけれども、その点についてどのように活用していくのかということについてお尋ねします。

これは、やはり皆さんも御存じだと思いますけれども、国民健康保険の加入者というのは、やはり以前とは大分大きく変わってきているというような問題があります。特に低所得者の方や、とりわけ高齢者の方がたくさん入っているということが今の現状で、やはりある意味収入が少なく、そうした中で入って、医療費そのものは、高齢者の方は国保であろうと健保であろうと基本的に余り変わらないといわれていますけれども、やはり負担という問題からいうと1人当たりの負担額が非常に多くなっているという中では、やはり国民健康保険はある意味社会保障的な側面、役割を持っているんだというふうに思いますので、その点の考え方、そうした中でやはり国保の負担というのは大変重いものになっていないのか、そういうことを踏まえれば、やはり例えばいわゆる法定外繰り入れということについても、本当に現状のままでもいいのかについてお尋ねをしたいというふうに思います。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）**

さまざま御質問をいただきました。

まず、国民健康保険の加入者の1人当たりの平均所得、それから保険料の負担率についてでございますが、平成27年度の実績で申し上げさせていただきます。1人当たりの平均所得は102万1,186円、それに伴います保険料の負担率といたしましては9.5%という状況になってございます。

それから基金の状況でございますが、平成29年3月末現在の数値を申し上げますと3億2,792万9,234円となっております。この基金の活用法、あるいはその社会保障的な制度になっているのではないかとというような御質問等々ございました。確かに個々の加入者の構造的な問題も抱えておる、そういった中で、やはり国民皆保険の基盤となる制度でございますので、年齢構成、あるいは医療水準は高いですけれども、所得水準が一方では低く、保険税の負担が重いものになっておるとこのような状況は現実として捉えております。

また、実際に財政運営が不安定になって赤字の保険者も存在をすることでございまして、今後基金の活用、これは将来的な計画、あるいは県からの納付金の数値等鑑みまして、いわゆる効率的な活用を図りながら、今後の国保の財政運営についてしっかりと見通しを立ててまいりたいというふうに考えております。以上です。

#### ○10番（真野和久君）

先ほども大変重たいというお話がございましたけれども、ぜひともそういった点では一般会計からの繰り入れも含めてしっかりと支援をしていくという姿勢を今後しっかりとやっていただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

また、子育て世代への軽減などもぜひとも検討していただきたいというふうに思いますので、ぜひとも国保の現状も、やはり国保とは何なのかということをしかりと踏まえながら市としても支援をしていただきたいというふうに思いまして、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

#### ○議長（大島一郎君）

10番議員の質問を終わります。

ここでお昼休憩といたします。再開を1時30分からといたします。

午後0時15分 休憩

午後1時30分 再開

#### ○議長（大島一郎君）

では、休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、質問順位8番の6番・高松幸雄議員の質問を許可します。

高松幸雄議員。

#### ○6番（高松幸雄君）

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、大項目、安全・安心して暮らせるまちづくりをの小項目として、まちのバリアフリー化を、まちの防犯対策強化を、元気な高齢者をについてと、大項目、子供に優しい未来あるまちづくりをの小項目として、小学校通学のあり方、子供医療費のあり方について質問をいたします。

それではまず、安全・安心して暮らせるまちづくりをのまちのバリアフリー化について質問をさせていただきます。

日本において、1994年に高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の推進に関する法律（ハートビル法）が制定され、建築物のバリアフリー化がスタートしました。交通の分野では、2000年に高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）が施行され、道路・公共交通機関のバリアフリー化により高齢者・身体障害者等の移動の際の利便性及び安全性の向上が図られていくことになりました。

さらに、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）が2013年6月に国会で成立し、同年秋には2020年の東京オリンピック・パラリンピックが決定したことで、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者差別の解消を推進することを目的とした障害者差別解消法が2016年4月1日から施行されました。

愛知県のホームページに、「人にやさしい街づくり」とは、お年寄りや障害のある方を初め、妊産婦やベビーカーを押す方など、誰もが安心して暮らし、気軽に出かけられるまちをつくっていくこと。まちには、道路・公園などの公共施設のほかに、お年寄りや障害のある方の日常生活に必要なお店、病院や医院、郵便局、銀行、駅など多くの建物があります。このような建物や道路・公園などの段差をなくしたり、障害のある方が利用できるエレベーターやトイレなどを設けたりすることなどがが必要です。しかし、建物や道路・公園などをバリアフリー化したとしても、それだけで「人にやさしい街」はできません。視覚障害のある方に必要な誘導ブロックの上に自転車や看板が置かれていたり、健常者の方が車椅子使用者用の駐車場に遠慮もなく駐車しているところを見かけます。障害のある方にとっては、これもバリアです。建物などのバリアを取り除くとともに心のバリアフリーが必要になります。また、障害の内容や程度は人によってさまざまありますが、あらゆる障害に配慮してバリアフリー化をすることは大変難しいことです。このため、障害のある方が困っているようであれば声をかけ、望まれれば必要な手助けをしていただきたいと思いますと考え次第であります。

「人にやさしい街づくり」は、決して他人事ではなく、自分にかかわる大変大事なことと思います。「人にやさしい街」の実現には、建築物などの物と心のバリアを取り除く努力が必要ですとのことでした。しかし、障害者差別解消法の実現に向けての対応策は、解消の推進レベルにとどまっています。

国及び地方公共団体においては、障害を理由とする差別の解消が義務化されていますが、国民の責務としては、差別の解消の推進に寄与するように努めなければならないと努力義務にとどまっています。

今、日本は65歳以上の高齢者が既に人口の4人に1人を超え、社会の高齢化は急速に進んでおります。高齢化と同時に障害者もさらに増加していくことが予想されています。そこで、バリアフリーに対する市の基本的な考え方についてお尋ねいたします。

続いて、まちの防犯対策強化をについて、去る5月18日付の中日新聞尾張版に、自転車盗の犯罪防止につなげようと、愛西市は本年度、市南東部のJR永和駅付近近くの市営駐輪場に防犯カメラを設ける関連経費を盛り込んだ一般会計補正予算案を市議会の6月定例会に提出する。防犯カメラは永和駅の東西にある駐輪場に合わせて7台設置。6台は市の予算で購入し、1台は既に寄附を受けることが決まっている。早ければ8月から9月に工事を始める。市や津島署によると、永和駅周辺では時折、自転車盗やサドルへのいたずらなどの事案が発生していた。市では防犯カメラを設け、カメラが作動していることを看板で知らせることで、犯罪の抑止につなげたい考えだ。永和駅の駐輪場は、東西を合わせて約500台がとめられ、多くの市民が利用している。市の担当者は、死角ができないよう設置する。犯罪を未然に防げればと話していると掲載されていたことに驚きました。

私は、平成26年9月の議会において、市民の方から、名鉄日比野駅で自転車盗難、JR永和駅でバイクのいたずらが多発し、安心して駐輪できないと苦情がありました。名鉄日比野駅では痴漢が出没するとの報告もありました。また、最近では永和駅前ちびっ子広場の設備にもいたずらされていました。やはり最低限、駅周辺駐輪場に防犯カメラ設置が必要なのではないでしょうかとの質問に対して、プライベートの侵害になるとの理由で防犯カメラ設置には余り積極的ではない御答弁でありました。

そこで、平成28年9月の議会でもう一度、ここ数年で年々犯罪件数が減少傾向になっていることは、防犯カメラの普及が影響しているのではないのでしょうか。市民の方から要望が多かった駅の駐輪場の防犯カメラの必要性を強く要望させていただき、前向きに考えていただきたいことをお訴えさせていただきました。

今回、JR永和駅の駐輪場に防犯カメラを設ける関連経費を盛り込んだ一般会計補正予算案を市議会6月定例会で提出されたことは、とても喜ばしいことです。そこで、このJR永和駅の駐輪場の防犯カメラ設置について7台設置、6台は市の予算で購入し、1台は寄附を受けることが決まっているとのことでしたが、どこからの寄附があったか、永和駅駐輪場の防犯カメラの維持管理はどこが行うかをお尋ねいたします。

続いて、元気な高齢者をについて、高齢になるにつれて外出の機会が減ったり、地域とのつながりが希薄になったり、配偶者の死により孤独になると、外出や人と接することがおっくうになり家に閉じこもることが多く、鬱病や認知症になるケースが報告されています。

ひとり暮らしの高齢者や家に閉じこもりがちな高齢者など、寂しさや不安を抱えている方々が、井戸端会議やたまり場のような場で、そこに住む人たちが自然に顔を合わせることができるとのサロンが認知症の予防に効果があると考えられます。

そこで、社会福祉協議会が実施している登録団体によるサロン活動の現状と活動内容、及び最近の登録団体の推移についてお尋ねいたします。

次に、子供に優しい未来あるまちづくりをの小学校通学のあり方について、昨今、幼児の誘拐や殺人事件など痛ましい問題が多くなっています。通り魔、無差別殺傷事件、特に子供を狙った卑劣な犯罪には、断固これを起こさない対策が必要不可欠です。

犯罪を防ぐためには、不審者を常にチェックする監視を強化することと、犯罪に遭いにくい設備に改善することで犯罪は半減すると言われています。以前、小学校低学年の母親から、通学路途中にこども110番がなく、不審者が出没するので心配ですとの相談があり、平成28年9月議会でも質問をしましたが、その後、こども110番の家の増減はありますか。また、小学校の通学における安全確保について、どのようなことが実施されているのかお尋ねいたします。

最後に、子供医療費のあり方について、子供医療費については、今から半世紀以上前の1961年（昭和36年）岩手県和賀郡沢内村で、全国に先駆けて乳幼児医療の無料化が始まりました。翌1962年（昭和37年）には乳幼児死亡率ゼロを記録する村へと生まれ変わり、その後、全国的にそのことが広がり、1994年（平成6年）までには全ての都道府県が助成制度を整備しています。当初は乳幼児の死亡率対策として始まった医療費の無料化は、少子化が急速に進展するにつれ、子育て支援策として注目されるようになってまいりました。当市の子供医療費の支給条例でも、第1条の趣旨の中で、子供の福祉の増進を図るためと記載されています。

そこで、愛西市の子供医療費の助成制度の導入時期、対象年齢、助成の範囲及び制度創設時の目的についてお尋ねいたします。

次に、愛西市の子供医療費の平成28年度の支払い実績と過去数年の実績の増減等、どのような状況にあるのかをお尋ねします。

以上で私の一括質問を終わります。御答弁よろしくお願いいたします。

#### ○産業建設部長（恒川美広君）

私のほうからは、バリアフリーに対する市の基本的な考え方について御答弁をさせていただきます。

不特定多数の方が利用される施設につきましては、高齢の方や障害のある方など、誰もが円滑に利用できるようにすることが大切であり、バリアフリーのまちづくりを推進し、福祉の増進に努めていかなければならないというふうに考えております。

バリアフリーの適用対象となる公共建物については、愛知県が平成6年に制定しました人にやさしい街づくりの推進に関する条例の規定に基づき対応しているところでございます。以上でございます。

#### ○市民協働部長（伊藤裕章君）

それでは、私のほうから防犯カメラはどこから寄附されたかということと、維持管理はという御質問にお答えします。

J R 永和駅駐輪場に設置予定の防犯カメラは7台でございます。そのうちの1台が津島防犯協会連絡協議会から寄附されたものを設置するものでございます。

J R 永和駅駐輪場防犯カメラの維持管理につきましては、駐輪場施設の管理担当課であります防災安全課で行っていきます。以上でございます。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

それでは、私からは高齢者サロンの現状ということでお尋ねでございますので、御答弁をさせていただきます。

現在、地域で通いの場をつくってみえる団体は30団体、約650名の方が参加をしておみえで  
ございます。その活動内容といたしましては、健康体操、それから交流会、それから趣味活動  
等を行ってみえます。なお、去年は25団体でございましたので、1年間に5団体ふえたという  
状況でございます。以上でございます。

#### ○教育部長（大鹿剛史君）

私のほうからは、子ども110番の家の登録状況についてお答えをさせていただきます。

平成28年9月議会の折にも答弁をさせていただきましたが、平成28年4月1日より3年間の  
委嘱期間で197件でございます。件数につきましては変わりはございませんが、今後とも警察、  
教育委員会、学校との連携を図りながら委嘱件数の増加を図っていきたいと考えております。

それから、小学校までの通学方法の安全確保についてでございます。

小学校の通学における安全確保につきましては、登校時は集団登校、下校時は一斉下校や学  
年下校を実施し、1人で登下校をしない方法を実施しております。また、保護者やスクールガ  
ード等のボランティアによる見守りや付き添いなども実施されております。通学路につきまし  
ても安全点検や見直しなどを実施し、通学における安全確保に努めております。以上ござい  
ます。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

続きまして、子供医療費のあり方についてでございます。

まず、制度の導入時期等でございますが、合併時の平成17年度には、乳幼児医療費制度とし  
て3歳までの入通院費が無料ございました。平成20年度からは子供医療費と名称を変えまし  
て、9歳（小学校3年生）の最初の3月31日までの通院費と15歳（中学校3年生）の最初の3  
月31日までの入院費が無料となりました。そして平成22年度からは12歳（就学後期と小学校6  
年生）の最初の3月31日までの通院費が無料となり、現在に至っております。

目的といたしましては、乳幼児や子供の福祉の増進を図ることを目的とし、対象年齢の子供  
を持つ保護者に対しまして医療費の助成を行うというものでございます。

また、実績でございます。平成26年度におけます年間の総受給者数は1万2,588人、年間の  
支給額といたしまして2億3,267万2,000円。平成27年度におきましては、年間の総受給者数に  
おきましては1万2,146人、年間支給額が2億2,688万8,000円。そして平成28年度におきまし  
ては、年間の総受給者数が1万1,710人、年間の支給額が2億2,804万6,000円となっております。  
以上でございます。

#### ○6番（高松幸雄君）

それぞれ御答弁ありがとうございました。

それでは、何点か再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、まちのバリアフリー化についてですけれども、本市でバリアフリーの対象となる公共  
の建物はありますか、お尋ねいたします。

#### ○産業建設部長（恒川美広君）

主な公共の建物としましては、学校、図書館、体育館、診療所、社会福祉施設、その他これ

らに類するものと、あと集会場、火葬場、市役所、公衆便所などが該当するものと上げられております。

これらの施設は、整備項目ごとに一定の整備基準を遵守しなければならないものとなっております。以上でございます。

**○6番（高松幸雄君）**

整備項目ごとに一定の整備基準を遵守しなければならないということでもございましたけれども、それではバリアフリーの整備項目にはどのようなものがあるか、お尋ねいたします。

**○産業建設部長（恒川美広君）**

整備項目としましては、敷地内の通路、廊下や出入り口の幅、階段、スロープ、エレベーター、便所、駐車場、案内表示などが主なものとなっております。

**○6番（高松幸雄君）**

本当にまだまだバリアですね。壁、障害になるものというものはたくさんあるわけでありましてけれども、バリアフリーの対象となる施設の数ほどのくらいありますか、お尋ねします。

**○産業建設部長（恒川美広君）**

対象となる公共の建物は、およそ72施設あります。そのうち平成6年の条例施行以前に建築されたものは39施設となっております。これらの施設がバリアフリー基準に適合していないようであれば、今後、計画的に施設改修を行う際はバリアフリーの基準に適合するように努めることが施設管理者としての責務と思っております。

**○6番（高松幸雄君）**

対象となる建物が72施設ということですが、これが多いかどうかはちょっとわかりかねますけれども、そのうちの平成6年の条例施行以前に建築されたのが39施設あるということでしたけれど、主な施設には何があるか、お尋ねします。

**○産業建設部長（恒川美広君）**

主なものとして、佐織中学校を除く18の小・中学校、佐織体育館、立田社会福祉会館、佐屋老人福祉センター、佐織総合福祉センター、立田庁舎、八開庁舎などがあります。

**○6番（高松幸雄君）**

佐織中学校とか小・中学校、体育館等、老人福祉施設だとか、その次にありました立田の庁舎ですね。こちらが今年度改修を予定しているということで先日お話があったわけで、その立田庁舎について、どのようなバリアフリー、先日エレベーターをつけないというお話がありましたけれども、どのようなバリアフリーの整備を考えていますか、お尋ねします。

**○産業建設部長（恒川美広君）**

庁舎の改修に当たっては、バリアフリーの整備項目を遵守するものであります。また、エレベーターの再利用をしないことから、多種多様に使用できる会議室を1階に配置することにより、基本的な市事業を1階で行える計画としております。

**○6番（高松幸雄君）**

今、主なものを1階に集中させるというお話でしたけれども、2階・3階はそのまま残ると

ということだと思いますけれども、エレベーターがないと確かに不便であります。高齢者、バリアフリーとは言えないのかなというところはありますけれども、ただ、私の考えるところでは、やっぱりエレベーターの再利用をしないことで2階・3階が高齢者が利用できないというのではなくて、先ほど申し上げましたけれども、心のバリアフリーという意味合いでは、できれば、それはエレベーターがあったほうがいいのは当たり前ではありますけれども、維持費などを考えると無理を言うことはできないかなというところで、エレベーターがない分、即バリアが、壁があるというふうに私は思わないということで、本当にない場合は周りの人が協力して助け合う、そういったことが大切なんだなというふうに考えます。そういう思いやりのある愛西市にぜひともしていただきたいなというふうに考えておる次第であります。

続きまして、まちの防犯対策の強化をについて再質問させていただきます。

現在、愛西市内で防犯カメラが設置されている公共施設はどこですか。また、設置されている防犯カメラはどこが維持管理をされているかお尋ねいたします。

**○市民協働部長（伊藤裕章君）**

市内の公共施設での防犯カメラの設置状況でございますが、愛西市役所、駅の駐輪場、駅前広場、図書館、子育て支援センター、児童館、児童遊園、学校等に設置をしております。

公共施設に設置されている防犯カメラの管理については、各施設の担当課または各施設の管理責任者が行っております。以上です。

**○6番（高松幸雄君）**

それでは、愛西市内の駅駐輪場で、防犯カメラが未設置の場所はあとどこがありますか。また、防犯カメラ未設置の駐輪場に、今後防犯カメラを設置していく予定はありますか、お尋ねいたします。

**○市民協働部長（伊藤裕章君）**

市内の駅駐輪場で防犯カメラ未設置の駐輪場でございますが、近鉄富吉駅、名鉄湊高駅、名鉄町方駅となっております。

防犯カメラ未設置の駅の駐輪場につきましては、設置の必要性、犯罪の状況等を踏まえまして検討をしてみたいというふうに思っております。以上でございます。

**○6番（高松幸雄君）**

私は、防犯カメラは駅の駐輪場、また公共施設には必要ではないかということを前から訴えてまいりましたので、あと残りの防犯カメラに対しても、ぜひ前向きに考えていただければありがたいなというふうに思います。

では、続きまして、先ほど愛西市内公共施設の防犯カメラ設置場所の中に学校が入っていましたけど、今どこの学校に設置されていますか、お尋ねいたします。

**○教育部長（大鹿剛史君）**

佐織中学校に5台、佐屋中学校に3台設置されております。以上です。

**○6番（高松幸雄君）**

佐屋中学校と佐織中学校に設置されているということでございました。今、2校ということ

でございますけれども、では、なぜ2校だけに今防犯カメラが設置されているのかお尋ねいたします。

**○教育部長（大鹿剛史君）**

佐織中学校におきましては、平成17年度の学校建てかえにあわせ、防犯対策として設置しております。佐屋中学校におきましては、平成28年度に愛西ライオンズクラブ及び個人の方から御寄附により設置されたものでございます。以上です。

**○6番（高松幸雄君）**

先ほどから防犯カメラに関しては、やはり寄附等によるものが多いようです。これからも、ぜひ寄附がたくさんあって、防犯カメラが公共施設全部に設置されることを期待しております。

では、続きまして、元気な高齢者について再質問させていただきます。

まずは、高齢者サロンを実施している登録団体には月に6,000円の助成金がもらえると聞いていますけど、その助成金とはどのようなものですか、お尋ねします。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）**

この助成金は、高齢者、障害者、子育てなど地域の住民により行われます福祉活動の支援を目的とした社会福祉協議会の小地域福祉活動支援事業で、1グループ当たり年額7万円を上限として助成をされるものでございます。また、請求の方法につきましては、その都度もしくはまとめて実施報告書を提出し、請求をするものでございます。以上です。

**○6番（高松幸雄君）**

年額7万円ということですね。月で割ると6,000円になるかと思えますけど、年額でということですね。

助成金をもらった団体から聞いたんですけれども、飲食に係る経費や事務用品や清掃道具などの品物は助成の対象にならない。報告書の記入や提出が面倒であるということから、助成を断りたいということも耳にしたことがあります。せっかくそういったいいことをされているのに断りたいなどと、そういうことが耳に入るということは非常に残念なことでございます。活動に係る対象経費の内容や報告書の提出にはどのような決まりがあるのかお尋ねいたします。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）**

社会福祉協議会のほうにお聞きをいたしましたところ、利用者の方々からのさまざまな御意見がございまして、平成27年の4月に助成金の上限を年額6万円から7万円に引き上げました。また、助成金の対象となる経費に消耗品を追加したと。また、実施報告書につきまして、別紙様式というものを作成いたしましたして、申請に当たり手続がしやすくなるようにというような見直しも行ったということでございます。以上です。

**○6番（高松幸雄君）**

多分、私が伺ったのは少し前のことですので、それからまた助成金も1万円上がったということで、またそれに対する消耗品も買えるようになったと、報告書も簡単になったということで、よかったなというふうに思っております。ボランティアに近い活動ですので、やはりそういった方々が少しでも活動しやすいような環境をつくっていただきたいなというふうに考える

次第であります。

次に、先ほどありました小地域福祉活動支援事業が改善されているということは理解できましたけれども、最後に、高齢者の憩いの場である高齢者サロンのあり方に対する市の方針についてお尋ねいたします。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）**

高齢者のサロンの関係でございますけれども、元気な高齢者の方々が参加できる地域サロンや体操サークル、あるいは要支援者や事業対象者が参加できる住民主体のサービス、また認知症予防を中心とした教室等、高齢者の状態や目的に合わせて参加のできる場所の整備を進め、自主的に介護予防に取り組めるような環境づくりを進めてまいりたいと考えております。以上です。

**○6番（高松幸雄君）**

よくわかりました。

最後に、助成についてもう一つ要望があったんですけども、例えば5名の団体と30名だった団体、これも同じ助成金しかもらえないということですので、できれば1人当たりで計算してほしいという要望がありました。

今後は、団体や高齢者が利用しやすい仕組みづくりと、利用者が自転車や徒歩で行ける憩いの場が普及することを期待しております。

続きまして、子供に優しい未来あるまちづくりの小学校通学のあり方について再質問いたします。

下校時において、市江小学校から西保町内だったんですけども、1人で帰る低学年の児童がいました。本当に児童の安全は確保されていると思いますか、お尋ねいたします。

**○教育部長（大鹿剛史君）**

御質問の事例が、いつの何時ごろかというのが確認がとれませんが、市江小学校におきましても集団による登下校や保護者・ボランティアによる見守り等を実施しておりますし、行事によりやむを得ず1人下校となるような児童がいた場合は、先生が付き添って下校するなどの安全確保に努めていただいております。以上でございます。

**○6番（高松幸雄君）**

このことに関しては、多分同じだと思うんですけど、3年前に低学年で1年生に上がった子について質問をさせてもらったんですけど、多分その子が3年生になって、その子を今度は見かけたということで、ちょうど西保町に行く国道155号線を渡るところとかが危ないし、その途中のところも全然人けがないということで、非常に危険ではないかというふうな話は2回私の耳に入ったので、ちょっと質問をさせていただきました。

それに対していろいろ考えたんですけども、小学校の通学の方法として、その方が言うにはスクールバスの導入は考えていないかというお尋ねでしたけど、その点についてはどうでしょうか。

**○教育部長（大鹿剛史君）**

スクールバスについて御質問でございます。

学校の通学距離につきましては、義務教育諸学校の施設費の国庫負担に関する法律施行令による適正な学校規模の条件といたしまして、小学校がおおむね4キロ以内であることとなっております。市内の児童がおおむね適正な通学距離であると判断しているため、現状でのスクールバス導入は考えておりません。よろしく願いいたします。以上です。

#### ○6番（高松幸雄君）

おおむね4キロ以内ということで、低学年にしてみれば大体1時間ぐらい所要時間がかかるというふうには聞いております。ただ、法律で一応4キロ以内は大丈夫というふうになっているということですので、それ以外の何かを考えなければいけないなということは思うわけですが、なかなかスクールバスを導入するということは、経費も係ることですので難しいことかもしれません。しかしほったらかしというわけにもいかないというふうに私は思います。知恵を絞って子供が安全に下校できるような方法を、またしっかりと考えていきたいなというふうに私も思います。

例えば、一つちょっと思ったんですけど、現在運行している無料の巡回バスなんですけれども、小学校の下校時に、その時間帯のみ小学校に停車するルートを考えてもらえるといいなというようなことを思いましたので、またこちらは提案させていただきたいと思います。

続きまして、子供の医療費のあり方についてですが、子供の医療費助成制度は乳幼児の死亡率の対策で始まった制度であったわけですが、子供の経済的な負担が大きくて、収入の少ない若い親にとっては、我が子の医療費を心配することなく診療することができ、継続的な治療を受けられるようにすることは大切な子育て支援でもありました。特にアレルギー疾患やぜんそくやアトピー性皮膚炎など、長期に継続的な治療を要する症状を持つ子供の親からは、要望は極めて切実なものであり、治療費が不安で通院は控えなければならないなどという声を受けて、国や自治体による歳出削減路線が進められる中、子供医療費の助成制度については、全国の多くの自治体で対象年齢の引き上げや助成制度の内容の充実が進められてきました。それは子供たちの命と健康を守るため、子育てに奮闘する親の負担を少しでも軽減するための思いを交錯させながらの挑戦であったと思います。何としても子供の命を守りたいなど、親御さんの切実な声とその声を受けとめ、我々議員と行政と育んできた制度であります。

先ほど部長から御答弁がありましたように、愛西市の子供医療費は、1973年（昭和48年）に3歳未満の児童を対象に旧佐屋町、佐織町、立田村、八開村とが保険医療に要した自己負担額を助成していました。しかしながら、子供医療費については、特にここ愛知県でも自治体間で競争のように助成制度が拡充されているのが現実であります。よしあしは別としましても、若い子育て世代は子供の医療費無料化などの政策を近隣の自治体などと比較して住む場所を選ぶ傾向も強くなっており、私も現場を回っているときも、通院医療費助成の年齢拡充を要望される意見が多く寄せられているのが現状であります。そういうことも踏まえて、市への転入者をふやすこと、また若い世代から定住ということ考えますと、通院医療費助成の対象年齢拡充が求められているのではと実感しております。

確かに愛西市が厳しい財政状況にあることは間違いありません。少子化を踏まえて、小中学校適正規模等基本方針に基づき、より具体化した基本計画の策定や、小・中学校の老朽化に対する施策なども、子供たちを取り巻く施策、課題はたくさんあります。平成27年に出されました愛西市子育て応援プランでは、本市の合計特殊出生率は1.25と記載されていますが、これは愛知県の平均の1.51はおろか、全国平均の1.38も下回る低い値で推移しているところが実態です。これは未婚化・晩婚化の進行が進んでいることによるところが多いのではないかと考えますが、行政、市民、企業、団体等のあらゆる主体が人口減少に関する基本的認識を共有し、危機感を持たなければなりません。

同プランの基本目標である愛西市が子育てしやすいまち、子育て世帯に選ばれるまちづくりを推進するには、やはり子供医療費助成制度の充実が必要ではないでしょうか。子育て支援施策は大変重要な分野でございます。もともと愛西市は充実した保育所の配置がなされており、全国的に問題視されております待機児童もゼロで推移しています。また、保育園の保育料の水準も近隣市町村に比較して大変優遇されております。だからこそ速やかに子供医療費助成制度の充実を拡充し、小学生にとどまらず、中学生まで医療費負担の公費助成を充実することが、人口減少が叫ばれている中、子育て支援のまち愛西市を内外に大きくPRすることになり、さらには子育て世代を呼び込み、人口の自然増と社会増の両面へ貢献するものであると考えます。

制度の拡充を図れば、事実、市の財政負担は大きくなるでしょう。しかし、子育て家庭の負担を軽減させ、子育てをしている若い世代に魅力あるまちづくりをすれば、地域の発展につながるのも事実であります。愛西市で子供を育てたい、そしてずっと愛西市に住み続けたいというふうに思っただけで必要があると考えております。特に子育て支援施策は、結果が出るのには時間がかかります。それだけに、私たちも議員として早期実現に向けて努力をしていきたいと思っております。

以上、私の所感を述べさせていただきます。私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（大島一郎君）**

6番議員の質問を終わります。

ここで休憩をとらせていただきます。再開を2時25分からといたします。

午後2時12分 休憩

午後2時25分 再開

**○議長（大島一郎君）**

それでは、休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、質問順位9番の5番・竹村仁司議員の質問を許します。

竹村議員。

**○5番（竹村仁司君）**

議長のお許しをいただきましたので、通告に従って、大項目、組織・機構の見直しについて、教育の機会均等について質問をさせていただきます。

今回の6月議会では、多くの議員の方が子ども・子育ての支援について質問をされました。私も教育の分野で話をさせていただきますが、重なる部分もあるかと思えます。それは、それだけ少子・高齢化の進む愛西市にとって大切な課題であると捉え、課題解決のために質問をさせていただきます。

まず、大項目の1点目、組織・機構の見直しについてお伺いします。

4月に行われました市長2期目の選挙では、日永市長は行財政改革を主眼に置き、次世代によい形でバトンタッチできるまちづくりを訴えられました。その結果、市民の信任を得て当選されました。行財政改革は、引き続き市長2期目も優先課題と言えらると思えます。

具体的に進めていく上においては、もちろん財政は大切です。しかし、幾ら財政が豊かになっても行政の改革が進んでいかなかったら、幾ら財源があっても無駄に消費するだけで残っていきません。中でも組織・機構の見直しは、市の行政の骨格をなすものです。ここに無駄があっては致命傷になります。今後、強力に展開させなくてはならない市民と行政の協働を推進するためにも、早急な課題であると確信をします。

さきの3月議会では、愛西市行政改革第4期推進計画、平成28年3月に出された冊子の中から、市民と行政の協働の推進について質問をさせていただきました。第4期の最終年度が本年平成29年度ということからも重要性を感じ、今回は組織・機構の見直しについて質問いたします。

市長1期目の課題として、合併時の4庁舎分庁方式による旧2町2村の名残を残したままの庁舎運営がありました。合併時、市民サービスを低下させないとの合併協定で進められた分庁方式も、実際には施設の維持管理、耐震化など、さまざまな弊害が起きてきました。そこで、統合庁舎建設という進める決断をされ、実際に統合庁舎は完成いたしました。統合庁舎という建物は、建ってしまえばそれで完成ですが、しかし、その中にある組織・機構は完成とは言えません。組織・機構は生き物です。常に変わっていきます。その変化がプラスの方向に向かっているのか、マイナスの方向に行っているのか、方向性を指し示していくことが大切です。

平成27年、2年前の9月議会において、機構改革の目指すものと題して一般質問をさせていただきました。その後、どうなったかも含めてお伺いします。

行政改革第4期推進計画の組織・機構の見直しでは、1つ目の取り組みとして、効果的な勤務体系の構成が上げられています。第4期、平成28年から29年の計画では、施策名として職員の適正配置による勤務体系の効率化とあります。

そこで、小項目1点目の質問です。

改革の内容の中では、定員管理計画に基づいた職員の適正配置をするとあります。第3期、平成26年から27年の取り組みの中で定員管理計画は策定されていると思えますが、業務量に応じた適正な職員配置を考慮したものとするとあります。どのぐらいの業務量に対して、どのような適正な職員数が配置される計画なのかお伺いします。また、平成27年9月議会において、現段階での正規職員の適正数は何名かという問いに対して、当時の総務部長からは、現在、平成28年度からの定員管理計画を策定中との回答で、具体的な数値の回答はありませんでした。

そこで、定員管理計画も昨年策定されたと思いますので、改めて適正な正規職員数をお伺いします。

次に、小項目 2 点目の質問です。

行政改革第 4 期推進計画の組織・機構の見直しでは、第 3 期の個別の取り組み事項として組織のフラット化が上げられ、ピラミッド型の組織階層を低くして、意思決定の迅速化などを行うとしています。具体的にどのように組織階層を低くしたのか、またフラット化に向けて取り組まれたのかお伺いします。さらに、平成 27 年 9 月議会において、係制にかわるグループ制の導入を提案いたしました。当時の総務部長からは、現在、人事課のほうで政策課題の中にグループ制の導入が上がっているとの回答がありました。2 年近くになるとはと思いますが、グループ制の導入についてどこまで進んでいるかお伺いします。

小項目の 3 点目です。

行政改革の組織・機構の見直しの中には、外郭団体の合理化も入っています。第 3 期の個別取り組み事項としては、外郭団体補助金の見直しとあります。人件費補助の見直しを実施したようですが、全体で何団体あり、そのうちの何団体の補助金の見直しを行ったのかお伺いします。また、第 4 期の計画、外郭団体の合理化として、市補助金に頼らない自主財源の確保など、統廃合を含む組織体制の見直しを検討するとなっていますが、どこまで進んでいるのかお伺いします。

次に、大項目の 2 点目、教育の機会均等についてです。

市長は、愛西市を次世代によい形でバトンタッチしたいと言われました。そのためには次世代に当たる子供たちに切れ目のない支援をし、その子供たちがまた次の世代にバトンを渡せるような施策が望まれます。平成 25 年に子供の貧困対策法が制定されて以降、子供の貧困に対して関心が高まり、話題もふえたように思います。当時、日本の子供の貧困率は 15.7%、約 6 人に 1 人が貧困などといった言葉は、メディアでも頻繁に取り上げられました。

この国の定める子供の貧困対策法では、総則として、この法律は、子供の将来がその生まれ育った環境に左右されることのないよう、貧困の状況にある子供が健やかに育成されるとともに、教育の機会均等を図るためと教育の機会均等、平等を目指すことが明記をされています。また、第 4 条で、地方公共団体は、基本理念にのっとり、子供の貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有すると地方公共団体の責務を定めています。

こうした法の整備とともに、貧困の状況下で育った子供が大人になっても貧困の状況から抜け出せないという、いわゆる貧困の連鎖によって子供たちの将来が閉ざされることがあってはなりません。この貧困の連鎖を断ち切るにはどうしたらいいのか、そこには子供たちが同じように教育を受けられる環境をつくる、このことが大きな役割を果たしていくと考えます。

そして、それには子育て世帯の皆さんの教育費負担の軽減を図っていくことが必要です。子供たちへの投資は、愛西市の未来への投資でもあります。よい環境でよい教育を受け、健やかに育った子供たちは、大人になって勤労者となったときに、よりよい愛西市民の一員となるは

ずです。

そこで、小項目1点目の質問です。

国は、平成28年度から幼児教育の段階的無償化、保育料の軽減を打ち出しました。2人親世帯、ひとり親等世帯など、条件によって特例措置は変わってくると思いますが、一つの具体例を挙げていただいて、平成27年、28年、29年とどう変わったのかお伺いします。

また、国は幼稚園就園奨励事業に対して、幼稚園就園奨励費の補助を行っていると聞きましたが、愛西市ではどうなっているのかお伺いします。

小項目2点目です。小・中学校の義務教育です。

皆さん御存じのように、憲法第26条には、全て国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じてひとしく教育を受ける権利を有する、また、全て国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを無償とします。ここで言う無償というのは、教育基本法第4条に定められていますが、授業料を徴収しないということになります。現実的に、義務教育では授業料と教科書代は無償です。しかし、それ以外にも学習費は必要です。例えば給食費、副教材費、制服代、修学旅行代、卒業アルバム代などなどです。

文部科学省の平成26年度子供の学習費調べでは、1年間にかかる給食費は、公立の小学校は約4万3,000円、中学校は約3万8,000円です。給食費以外にかかる副教材費なども含めると、1年間に公立の小学校で約10万円、中学校では約17万円近くになると試算されています。こうした学習費の負担軽減をするために就学援助という制度があると思いますが、愛西市ではどのような内容になっているのかお伺いします。

小項目の3点目です。高校についてです。

国・県の高校授業料無償化の制度が平成26年4月より新しくなりました。平成22年4月から始まった公立高校授業料無償制・高等学校等就学支援金制度が一部改正をされ、名前も高等学校等就学支援金制度と変わりました。一番大きな違いは、所得制限が始まったことです。要するに、旧制度では、収入の少ない世帯にとって私立高校の学費が大きな負担になっていた、もしくは経済的事情から私立高校に進学できなかったという問題を解決するために、新制度では、収入の多い世帯は私立・公立にかかわらず学費を全額払ってください。そのかわり私立高校に通う収入の少ない世帯は学費を援助します。こうすることにより、家庭の収入にかかわらず進路を選択できますという制度になりました。そこで、愛西市における高校就学における援助をお伺いします。

以上で総括質問を終わります。御答弁をよろしくお願ひします。

#### ○企画政策部長（山内幸夫君）

まず最初に、適正な正規職員数のお尋ねでございます。

平成27年9月議会で御答弁をさせていただきましたとおり、平成28年度から32年度までの定員管理計画を平成28年4月に策定しております。この計画は、現状の職員数をもとに、そこから職員の年齢構成の平準化を考慮しつつ、退職者数と新規採用者数を踏まえ、32年度までに10

人の減員をしていく計画としておりますので、愛西市全ての業務を行うには、平成32年度で494人の職員が必要であると考えております。

次に、組織のフラット化とグループ制の導入についてでございます。

こちら平成27年9月議会で人事課の政策課題としてグループ制について御答弁をさせていただいておりますが、進んでいないのが現状でございます。しかしながら、今後も市民ニーズや社会情勢の変化に即して、組織・機構の見直しを含めて行う必要があると認識しております。

次に、外郭団体補助金の見直しについてでございます。

外郭団体は、社会福祉協議会、シルバー人材センター、土地改良区、商工会、観光協会の5団体があり、補助金の見直しにつきましては、外郭団体が行政機能の補完・代替の機能を担っていることから、設立目的に即した事業展開、事業による市民サービスの向上並びに自主的・主体的な活動などの有無について、外郭団体を所管いたします担当課及び経営企画課などが主体となりまして協議をし、見直しを進めているところでございます。

行政改革第4期推進計画の計画期間中でございます平成29年度において、組織体制の見直しの検討を進める中、外郭団体補助金交付要綱に基づく実績報告書により人件費補助内訳及び事業費補助内訳の検証のほか、平成28年度に実施をいたしました近隣市の外郭団体補助金内訳状況調査の結果を活用いたしまして、計画的に協議をしております。

なお、外郭団体補助金に係る平成29年度当初予算額について、平成28年度当初予算額と比較いたしまして、2団体が減額をされております。以上でございます。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

それでは、私からは特例措置の関係についてお答えを申し上げます。

幼児教育の無償化の段階的取り組みにつきましては、年収360万円未満相当の世帯等について、保護者の経済的負担を軽減し、全ての子供に質の高い幼児教育を補償するために無償化に段階的に取り組むもので、平成28年度から実施をされております。

保育園、認定こども園の利用者負担額につきましては、平成27年度は多子軽減における対象児童の範囲が同時に入園している児童のみでございましたが、平成28年度からは市民税所得割の制限内の世帯につきましては、児童の年齢制限を撤廃して対象児童とし、ひとり親等世帯につきましては、市民税所得割制限額の範囲をより拡大して減額・免除を行い、負担の軽減が図られております。平成29年度からは、減額・免除がさらに拡大をされておるところでございます。

具体例を挙げて御説明申し上げますと、市民税所得割5万7,700円から7万7,101円未満のひとり親等の世帯で、児童が小学校6年生・年長・年少の3人の場合、平成27年度の利用者の負担額は、第1子となります年長の児童が1万1,500円、第2子の年少の児童は半額の5,750円となります。一方、平成28年度以降につきましては、小学6年生の児童を第1子と考えるので、第2子以降の年長・年少の2人の児童は無料となります。

次に、同一の世帯で児童の年齢が異なる年長・年中・年少の3人の場合でございます。平成27年度の利用者負担額は、第1子の年長の児童は1万1,500円、第2子の年中の児童は半額の

5,750円、第3子の年少の児童は無料となります。また、平成28年度は、第1子の年長の児童は半額の6,100円、第2子以降の年中・年少の2人の児童は無料となり、平成29年度は第1子の年長の児童は国基準の上限額の6,000円、第2子以降の年中・年少の2人の児童は無料となります。

次に、幼稚園就園奨励費についてでございます。

平成27年度は、多子に伴う補助金増額における対象児童の範囲が小学3年生以下の児童でございましたが、平成28年度から、市民税所得割の制限内の世帯につきましては児童の年齢制限が撤廃をされ、ひとり親等世帯につきましては幼稚園就園奨励費補助額を増額して負担の軽減が図られておるところでございます。また、平成29年度からは補助額がさらに増額をされております。

これについて具体例を挙げさせていただきますと、市民税所得割1円から7万7,101円未満のひとり親等の世帯で、児童が小学6年生・年長・年少の3人の場合、平成27年度の補助額は、第1子の年長の児童は11万5,200円、第2子の年少の児童は21万1,000円となります。また、平成28年度以降、小学6年生の児童を第1子と考えるので、第2子以降の年長・年少のお2人の児童は各30万8,000円となります。

同一の世帯で児童の年齢が異なる年長・年中・年少の3人の場合、平成27年度の補助額は、第1子の年長の児童は11万5,200円、第2子の年中の児童は21万1,000円、第3子の年少の児童は30万8,000円となり、平成27年度は第1子の年長の児童は21万7,000円、第2子以降の年中・年少の2人の児童は各30万8,000円。そして、平成29年度は、年長の児童は27万2,000円、第2子以降の年中・年少の2人の児童は各30万8,000円となります。以上でございます。

#### ○教育部長（大鹿剛史君）

私のほうからは、愛西市の小・中学校の就学援助の内容についてお答えをさせていただきます。

本市の就学援助は、経済的な理由により就学困難な児童または生徒の保護者に必要な援助を与える制度でございます。その所得要件につきましては、同一生計世帯員全員の所得を合算した額が生活保護基準額の1.2倍未満であることです。補助対象費目及び支給額についてでございますが、まず学用品費といたしまして、小学校1年生は1万500円、2年生から6年生までが1万3,500円、中学1年生は2万1,600円、2年生から3年生が2万4,000円でございます。

新入学児童・生徒学用品費といたしまして、小学1年生は1万9,900円、中学1年生は2万2,900円、給食費は、小学生は1食250円、中学生は1食290円でございます。修学旅行費といたしまして、小学6年生が1万5,000円、中学3年生が4万5,000円、郊外活動費といたしまして、小学生が4,000円、中学生が6,000円、医療費は中学生1万2,000円でございます。

次に、高校の授業料無償化の関係でございます。

御質問にありました高等学校等就学支援金は愛知県の制度でございます。本市の制度といたしましては、私立学校授業料等補助金という制度がございます。その内容は、当該年度の市民税額の算定に用いた課税総所得金額が500万円を超えない私立高等学校に在籍する生徒の保護

者に対し、年額1万円を補助する制度でございます。以上でございます。

**○5番（竹村仁司君）**

それぞれ御答弁をいただき、ありがとうございました。

順次、数点にわたり再質問をさせていただきます。

初めに、組織・機構の見直しから再質問いたします。

現在の適正職員数が適正なのかどうか判断するための基準となるのが定員管理計画だと思っております。私は、現在が決して不適正とは言いませんが、適正管理計画の中で職員1人にかかる業務量の負担を抑制して、各課職員のワーク・ライフ・バランスを整えていくと、その結果、それぞれの部署に必要な職員数がおのずと出てくるのではと思います。その点をお伺いします。

また、具体的に残業の多くなる部署に対してどのような対策を講じて残業時間を削減しているのか、平成29年度の目標数値があればあわせてお伺いします。

**○企画政策部長（山内幸夫君）**

定員管理計画に基づく必要職員数は、先ほどお答えをさせていただきましたとおりでございますが、昨年度の行政改革推進委員会でも、適正な職員を凶るため業務量調査をする必要があると御意見をいただいておりますので、今年度から、各課等が行う業務に対する必要時間数の把握を行うことで職員数を確認するように考えております。

また、時間外の削減につきましては、かなりの業務分担の見直しなどで削減を求めているしておりますが、目標数値までは設定してございません。

**○5番（竹村仁司君）**

適正な職員数を凶るための業務量調査、ぜひ実行していただいて、職員の皆さんの業務量を整えて、バランスを凶っていただきたいと思います。

次に、組織のフラット化について、組織のフラット化は組織・機構のスリム化をもたらし、迅速かつ効率的に市民ニーズに応える市政運営をもたらすものと考えます。冒頭でも述べましたが、統合庁舎というスリム化された立派な建物が完成したわけです。今度は組織のフラット化、イコールグループ制になるのではないかと思います。職員の皆さんお一人お一人の力が十二分に発揮できるグループ制の導入によって、よりスピーディーな市民サービス、政策立案を期待します。

そこで、グループ制の導入を検討するに当たって参考にしている市町があればお伺いすると、グループ制の導入をすると仮定して、どのようなタイムスケジュールが必要になるかお伺いします。

**○企画政策部長（山内幸夫君）**

グループ制の実施につきましては、すぐに実施できるものではなく、段階的に進めていくべきものであるというふうに考えております。

現状では、今年度中にグループ制の事務分担表を各課等で案を作成した上で、問題点の確認や必要性の認識をいたしまして、次年度に職員数の確認、人事評価も含めた職階の見直しを含めた上で実施をしたいと考えております。

なお、参考にしておりますのは、議員から御紹介をいただきました多治見市でございます。以上でございます。

**○5番（竹村仁司君）**

グループ制の実施については、すぐに実施できないというのは理解をしております。今もいただいた答弁で、段階を経て着実に進めているということがわかります。どのような組織体もメリット・デメリットは存在するわけで、その中でメリットを伸ばし、いかにデメリットを抑えるのか、そこにはその組織体を構成する一人一人のやる気や能力が見えているのか、グループの長の手腕にもかかってきます。やはり、市役所という大きな組織の中にいると、自分1人ぐらいわからないだろうとか、自分のことは誰もわかってくれないという意識が起こるのも無理はないと思います。そうならないためにもグループ制の導入が必要と考えます。

そこで、お隣の津島市の事例もよく御存じだと思いますので、副市長にもグループ制の導入についてお伺いします。

**○副市長（鈴木 睦君）**

それでは、私からグループ制の導入について御答弁を申し上げます。

グループ制の導入につきましては、議員から御質問にございましたように、組織、階層のフラット化、あるいは意思決定の簡素化により組織・機構のスリム化、あるいは迅速かつ効率的に市民ニーズに応える市政運営ができるというふうと考えております。

一方で、権限と責任の所在が明確化になることから、市職員としての意識、使命感の向上を促す仕組みであるというふうに思っております。とは言うものごと、組織とはグループ制の導入だけではなく、それだけではうまく機能するとは考えにくく、組織・機構の見直しや定員管理計画のほか、人材育成、あるいは職務・職階制の見直し、そして人事評価、目標管理等々、いわゆる組織人事マネジメントを総合的なシステムとして一体的に動かさないと機能しないというふうに考えております。本市では、一部項目についてまだ導入されておられませんので、もう少し時間をいただいて総合的に考えてまいりたい、そんなふうに思っております。

**○5番（竹村仁司君）**

ありがとうございます。副市長からの心強いお言葉をいただきましたので、実現を確信しております。

このグループ制の導入が、職員の皆さんにとって必ずプラスになると信じます。これまでも議会の中で何度も取り上げられた愛西市のラスパイレス指数が低いことも、このグループ制の導入によって解消に向かうと私は確信します。ぜひ担当部署だけでなく、全課挙げて導入に向かって進んでいただきたいと思います。

次に、外郭団体の合理化ですが、社会経済情勢の変化が著しい中、外郭団体についても事業内容や組織の見直し、運営の改善など、その健全化と活性化に向けたたゆみない努力が求められます。こうした中、各外団体では中・長期的な経営計画を策定するなど、その経営改善に努力されていると思いますが、そうした経営計画を確認しているかお伺いします。また、外郭団体の主体性や自立性に配慮しつつ、適切な指導・支援を行うため、外郭団体の事業成果や経営

の健全性、効率性を定期的に把握する必要があります。そのための外郭団体の経営状況を分析・評価する経営評価システムが本市にあるかお伺いします。

#### ○企画政策部長（山内幸夫君）

外郭団体の経営計画の確認についてでございますが、外郭団体の経営計画の確認を含む外郭団体の経営状況を分析評価する経営評価システムとして、3カ年ローリング方式を用いた実施計画検証シートを活用しております。外郭団体に対する適正な補助金額につきまして、毎年度外郭団体を所管いたします担当課及び経営企画課などが主体となりまして、評価・検証を行っております。以上でございます。

#### ○5番（竹村仁司君）

一概に外郭団体の補助金を削減しなさいという話ではありませんので、今、御答弁いただいたように評価・検証をしていただいて、適正な補助をお願いします。また、市の補助金に頼らない自主財源の確保を目指せる団体を育てるためにも、所管する担当課だけでなく、企画経営課などが主体となっていただいて、積極的なバックアップをお願いしたいと思います。

次に、教育の機会均等に移ります。

幼児教育の段階的無償化について、具体的な数字を上げて御答弁いただきました。さまざまな階層がありますので比較も難しいかもしれませんが、平成27年度の導入前に比べれば、平成28年度、平成29年度には半額あるいは無料という対応がふえていると思います。

国は、幼児教育の段階的無償化に向かって進んでいます。国がこうして取り組むことは、当然少子・高齢化社会を見据えた子ども・子育て支援の一環とも言えます。県も国も同じ方向性で進んでいます。

こうした国が主導で行っている施策に対して、地方自治体としてはどう考えればよいのでしょうか。国が段階的に行っているのだから、様子を見ながら、市としてはできるだけ負担を少なくして国の補助に乗っかっていくのか、さらに市として新たに補助をして段階的無償化をより有効的にして市の特色として打ち出すのか。前者の場合、市としての特色は特になく、国任せの施策になるのでしょうか。後者の場合は他市町との違いを出し、特色のある施策となると思います。国による段階的無償化が進めば、それ以上の市の持ち出しはありませんので、その間までの期限付きの施策だと言えます。

そこで、現在、幼児教育に関する市単独の制度があればお伺いすると、国が幼児教育の段階的無償化を進めている中、愛西市は保育料を値上げしていると思いますが、この段階的無償化に逆行していないかお伺いします。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

まず、市単独の制度でございます。現在、幼稚園就園奨励費におきまして、国基準の所得制限、これは市町村民税の所得割課税額が21万1,200円でございますが、それを超えた世帯の第1子につきましても、市の単独分として年間8,000円の補助を行っているところでございます。

次に、国における幼児教育無償化の段階的取り組みにつきましては、年収3,600万円未満相当の世帯等について取り組まれておりますが、愛西市の利用者負担額につきましては、平成17

年度合併時の4町村で一番低い町村の額に合わせたという経緯がございますので、愛西市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例により、現在段階的に改定をしておるところでございます。

幼児教育無償化の段階的取り組みの対象世帯につきましては、国の基準を超えることはございませんので、逆行しているというものではないと考えております。また、県内の他市との比較をいたしましても、愛西市の利用者負担額は低い水準となっております状況でございます。以上です。

#### ○5番（竹村仁司君）

ありがとうございます。愛西市の保育の利用者負担額は低い水準との御答弁で、この場合の数値は低いほうがいいわけです。今後も利用者負担額の低い愛西市を維持していただき、保育のしやすい愛西市、幼稚園就園奨励費の市単独の補助もあります。これは一つの魅力ですので、現状維持をお願いしたいと思います。

次に、文部科学省は、4月初めに、特に所得が低い世帯に向け義務教育の就学援助、要保護児童生徒援助費補助について、ランドセル購入など小学校入学準備のために多額のお金を用意しなくて済むよう、入学前、3月以前に前倒ししての支給を可能とすることを発表しました。来年の春の1年生から適用されます。そこで、愛西市では、この小・中学校1年生に対する前倒しの就学援助に対してどのように対応されるのかお伺いすると、国の補助金の額が前年度比で約2倍になっていると聞きますが、小・中学校でどのように補助されるのかお伺いします。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

大変恐れ入ります。答弁の前に、私の先ほどの答弁の中で一部誤りがございましたので、御訂正をお願いします。答弁中、年収3,600万と申し上げました。正しくは年収360万円でございますので、おわびして訂正を申し上げます。失礼しました。以上です。

#### ○教育部長（大鹿剛史君）

就学援助の入学前支給についてでございます。本市におきまして、平成30年3月までに支給できるよう調整をしておるところでございます。支給額につきましては、近隣の市町村の状況を勘案して今後検討してまいりますので、よろしく願いいたします。以上です。

#### ○5番（竹村仁司君）

ありがとうございます。

国が補助金額を上げてきたのには意味があると思いますし、そういった意向も確認していただき、近隣市町の動向も確認する必要があると思いますが、近隣市町に追従するのではなく、愛西市の就学援助として特色のある対応をお願いします。

日本という国は、海外に比べて教育費の支出が少ないと言われております。世界では、教育費を全部国が負担してくれるというところもあります。日本という国がどれくらい子供の教育費を出しているかというところ、日本の公的財政教育支出は、対国内総生産（GDP）の大体3.6%だそうです。国際的に比較をしてみると、1番はデンマークの7.5%で、日本はその半分以下になります。先進国の中でも最低レベルです。これはどういうことかと言えば、日本は家庭が

自分で教育費を負担する割合が非常に多いということです。中でも負担が大きいのが高等学校、大学で、なお幼児教育も家庭からの負担割合が高くなっているのが現状です。

先ほども、幼児教育の段階的無償化のところでも述べましたが、高校生に対する就学支援に対しても国は大きく動いていると思います。高校生向けの奨学金制度を設けている地方自治体もあります。支給要件は成績優秀だけれど経済的な理由で進学が難しい生徒で、中学校経由で申し込むものです。愛西市は、幸せなことに私学の高等学校が移転してきます。これで市内に3校の高等学校が誕生します。地元の高校に通う生徒たちのみならず、高校進学を希望する市内の全ての子供たちに支援の手を差し伸べるべきと考えますが、奨学金も含めてお伺いします。

#### ○教育部長（大鹿剛史君）

現在、高等学校に対する奨学金について市の単独制度は設けておりませんし、今のところ新設する考えもございません。国・県の制度の御活用をいただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

#### ○5番（竹村仁司君）

現状では、国・県の制度に頼るしかないのかもしれませんが、国も新たに大学生らを対象とした返済不要の給付型奨学金を新設いたしました。高卒認定合格者、浪人生も含まれます。こうした国の新たな取り組みの拡大も期待しますが、市として教育行政の中でどこに重きを置くのか、幼児教育、小・中学校の義務教育、高等学校などの全てに手厚く補助するというのは当然難しいでしょう。そうであれば、私は現在ある保育の利用者負担が低いという愛西市の特色は変えるべきではないと願います。

地方自治体ができる新たな施策には限りがあると思います。その中で、そのまちに住みたいと思うような施策を特化させて重点的に行うことが必要だと思います。その点からも、緑豊かな環境に恵まれたこの地域で、教育のまち愛西を目指すべきと考えます。

人は何にも勝る愛西市の財産です。そして、その財産である人を育てる教育においては全ての子供たちが平等に受けられるように整備すべきと考えます。

平成28年3月に出された愛西市教育大綱では、その教育大綱の目標としてこのようになりました。「未来に向けて、子供たちが健やかに成長し、豊かな教育環境のあるまち愛西」となっています。ぜひこの目標を現実にする施策を行っていただきたく、最後に市長2期目の抱負も含めて、教育を含む子ども・子育て支援についてお伺いします。

#### ○市長（日永貴章君）

それでは、私から御答弁をさせていただきます。

議員の御発言にもございましたが、誰しも人にかわる財産はないというふうに思っておりますし、誰もがそうやって思っているというふうに思います。特にかげがえのない子供さん方の健やかな成長は皆さんが願うところでありまして、その成長を支えていくことが我々が担うべき役割だというふうに思っております。愛西市は自然豊かな環境、そして地域の人々の見守りや触れ合いの中で、子供たちが安心して安全で、そして伸び伸びと成長できるような教育環境の整備に今後も努めていきたいというふうに思っております。

先ほど議員の質問の中でございましたけれども、経済的軽減を図っても、今回一般質問を通して先生方の時間外勤務のお話や、また学校環境のお話等もございました。やはりそういったものについて施策を進めていくということも重要であるというふうに思いますので、やはり現状をしっかりと分析して、将来にわたって愛西市が持続可能であるということが一番基本であろうというふうに我々は考えております。

また、子供たちを取り巻く環境につきましては、御承知のとおり目まぐるしく変化してまいりますので、状況を的確に捉え、将来を見据えた環境整備に今後も取り組んでいきたいというふうに思いますし、国の施策につきましては、しっかり我々としても注視をしながら補助金等の獲得に向けても努力していきたいというふうに思っております。以上でございます。

○5番（竹村仁司君）

ありがとうございました。

○議長（大島一郎君）

5番議員の質問を終わります。

ここで一般質問を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大島一郎君）

以上をもちまして、本日の全日程を終了しました。

次の継続会は6月9日午前10時より再開しますので、よろしく願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後3時18分 散会

